

建設工事保険

普通保険約款および特約条項

S8

ご契約者の皆様へ

このたびは、損保ジャパンの保険契約にご加入いただきまして、まことにありがとうございました。早速、保険証券をお届けします。この保険約款には、ご加入いただきました保険契約についての大切なことがらが記載されておりますので、ご一読のうえ保険証券とともに保険契約満了まで保管ください。

ご不明な点、お気付きの点がございましたら、ご遠慮なく取扱代理店または損保ジャパンまでおたずねください。

損保ジャパンでは皆様の「安心」を常に考え、サービス向上に努めてまいりますので、今後ともお引き立てのほど、よろしくお願い申し上げます。

ご 注 意

■引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金などのお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

■損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故にかかわる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて確認を行っています。確認内容は、上記項目以外には用いません。ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■個人情報の取扱いについて

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うこと（以下、「当社業務」といいます。）のために取得・利用します。また、当社業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、グループ会社、提携先会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。か、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

◆このご契約には建設工事保険普通保険約款が適用されます。

◆このご契約には保険証券裏面添付の特約条項および特約条項適用規定による特約条項も適用されます。

も く じ

- 建設工事保険普通保険約款…………… 1～5 ページ
- 特約条項適用規定…………… 6 ページ
- 特約条項…………… 7～23 ページ

●ご契約締結後における注意事項

保険証券の記載事項に変更が生じた場合または変更を希望する場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡がない場合は、項目によりご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。詳細につきましては、この保険契約に添付される約款集記載の普通保険約款および特約条項をご確認ください。

●事故が起きた場合

事故が起きた場合、遅滞なく損保ジャパンまたは取扱代理店まで次の事項をお知らせください。

1. 証券番号
2. 事故が起きた日時・場所
3. 損害の程度
4. ご連絡先



損害保険ジャパン株式会社

建設工事保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条（用語の定義）

この普通保険約款およびこの保険契約に適用される特約等において使用される用語の定義は、次のとおりとします。ただし、この保険契約に適用される特約等において、別途用語の定義がある場合は、その定義に従います。

用 語	定 義
危険	損害の発生の可能性をいいます。
工事現場	保険証券記載の工事現場をいいます。
工事の目的物	保険証券記載の工事の目的物をいいます。
工事用仮設物	工事のために仮設される電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備および保安設備をいいます。
控除額	保険証券記載の控除額をいいます。
再調達価額	保険の目的と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
残存物取片づけ費用	損害を受けた保険の目的の残存物の取片づけに必要な費用で、解体費用、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用のうち、第2章第5条（損害の額の算定）に規定する損害の額に含まれないものをいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時における保険の目的の価額をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	損害保険金、残存物取片づけ費用保険金、臨時費用保険金をいいます。
保険契約申込書等	保険契約申込書その他の保険契約締結のために必要な当会社の定める書類（注）をいい、電子媒体によるものを含みます。 （注） 当会社の定める書類 付属する明細書等の書類を含みます。
保険の目的の価額	再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額（注）を差し引いた額をいいます。 （注） 減価額 保険の目的が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の目的の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、保険の目的が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の目的の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。
臨時費用	保険の目的が損害を受けたため臨時に生ずる費用をいいます。

第2章 補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、この約款に従い、工事現場において、不測かつ突発的な事故によって保険の目的について生じた損害に対して、損害保険金を支払います。
- (2) 当会社は、この約款に従い、(1)の損害保険金が支払われる場合において、その事故によって生じる残存物取片づけ費用に対して、残存物取片づけ費用保険金を支払います。
- (3) 当会社は、この約款に従い、(1)の損害保険金が支払われる場合において、その事故によって生じる臨時費用に対して、臨時費用保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者もしくは被保険者（注1）または工事現場責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② 風、雨、雹もしくは砂塵その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入。ただし、保険の目的または保険の目的を収容する建物の外側の部分（外壁、屋根、開口部等をいいます。）が風災（注2）または雹災によって破損したために前条(1)の事故が生じた場合は、この規定を適用しません。
- ③ 寒気、霜、氷（注3）または雪災（注4）
- (2) 当会社は、次の①から⑤までのいずれかに該当する事由によって生じた損害（注5）に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注6）
- ② 官公庁による差押え、徴発、没収または破壊。ただし、火災の延焼防止のために行われる場合は、この規定を適用しません。
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質（注7）もしくは核燃料物質によって汚染された物（注8）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- (3) 当会社は、高潮、洪水、内水氾濫または豪雨による土砂崩れ（注9）・落石によって生じた損害（注5）に対しては、保険金を支払いません。
- (4) 当会社は、次の①から⑤までのいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 損害発生後30日以内に知ることができなかった盗難の損害
- ② 残材調査の際に発見された紛失または不足の損害
- ③ 保険の目的が保険証券記載の工事以外の用途に使用された場合において、その使用によってその使用部分に生じた損害
- ④ 工事用仮設材として使用される矢板、くい、H形鋼その他これらに類する物の打込みもしくは引抜きの際において生じた曲損もしくは破損または引抜き不能の損害
- ⑤ 保険の目的の性質もしくは欠陥またはその自然の消耗もしくは劣化
- (5) 当会社は、次の①または②の費用に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険の目的の設計、施工、材質または製作の欠陥を除去するための費用
- ② 湧水の止水または排水費用
- （注1） 保険契約者もしくは被保険者
保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。以下、同様とします。
- （注2） 風災
台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。
- （注3） 氷
雹を除きます。
- （注4） 雪災
豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業を除きます。
- （注5） 損害
これらの事由によって発生または拡大した損害を含みます。
- （注6） 暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注7） 核燃料物質
使用済燃料を含みます。以下、同様とします。
- （注8） 核燃料物質によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
- （注9） 土砂崩れ
崖崩れ、地すべり、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。

第3条 (保険の目的の範囲)

- (1) この約款という保険の目的は、工事現場における次の①から⑤までに掲げる物にかぎりです。
- ① 工事の目的物
 - ② ①に付随する支保工、型枠工、支持枠工、足場工、土留工、防護工その他の仮工事の目的物
 - ③ ①および②の工事用仮設物
 - ④ 現場事務所、宿舍、倉庫その他の工事用仮設建物およびこれらに収容されている什器・備品(家具、衣類、寝具、事務用具および非常用具にかぎります。)
 - ⑤ 工事用材料および工事用仮設材
- (2) (1)③から⑤までに掲げる物は、保険証券記載の工事専用でない場合には、特別の約定がないかぎり、保険の目的に含まれません。
- (3) 次の①から③までに掲げる物は、保険の目的に含まれません。
- ① 据付機械設備等の工事用仮設備(据付費および付帯設備工事費を含みます。)および工事用機械・器具・工具ならびにこれらの部品
 - ② 航空機、船舶または水上運搬用具、機関車、自動車その他の車両
 - ③ 設計図書、証書、帳簿、通貨、有価証券その他これらに類する物

第4条 (保険金額)

- 保険金額は、保険証券記載の工事にかかわる請負契約金額(注)とします。
- (注) 支給材料の金額が算入されていない場合はその金額を加算し、保険の目的に含まれない工事の金額が算入されている場合はその金額を控除します。以下「請負金額」といいます。

第5条 (損害の額の算定)

- (1) 当会社が、第2章第1条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金として支払うべき損害の額は、損害の生じた保険の目的を損害発生直前の状態に復旧するために直接要する再築、再取得または修理の費用(以下「復旧費」といいます。)とします。
- (2) (1)の復旧費は、請負金額の内訳書を基礎として算出します。ただし、内訳書に損料または償却費を計上した工事用仮設材、工事用仮設物、工事用仮設建物およびこれらに収容されている什器・備品については、これらの物の保険価額によって損害の額を定めます。この場合において、損害が生じた保険の目的を復旧することができるときには、保険価額を限度とし、次の算式によって算出した額とします。
- 復旧費 — 復旧によって保険の目的の価額が増加した場合は、その増加額(注) = 損害の額
- (3) 次の①から④までに掲げる費用は復旧費に含まないものとします。
- ① 工事内容の変更または改良による増加費用
 - ② 保険の目的の損傷復旧方法の研究費用または復旧作業の休止もしくは手待ち期間の手待ち費用
 - ③ 排土・排水費用。ただし、当会社が、復旧費の一部を構成すると認めた費用については、復旧費に含むものとします。
 - ④ 仮修理工費。ただし、当会社が、本修理の一部を構成すると認めた費用については、復旧費に含むものとします。
- (4) 損害の生じた保険の目的につき残存物がある場合は、損害が生じた地および時におけるその残存物の価額を(1)から(3)までの規定による損害の額から差し引いた額をもって損害の額とします。
- (注) 増加額
- 保険の目的が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の目的の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、保険の目的が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の目的の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。

第6条 (保険金の支払額)

- (1) 当会社は、第2章第1条(保険金を支払う場合)(1)の損害に対して、1回の事故につき、保険金額を限度とし、前条の規定による損害の額から控除額を差し引いた額を損害保険金として、支払います。
- (2) 保険金額が請負金額より低い場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。ただし、1回の事故につき、保険金額をもって限度とします。
- (前条の規定による損害の額 — 控除額) × $\frac{\text{保険金額}}{\text{請負金額}}$ = 損害保険金の額
- (3) 当会社は、第2章第1条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金の6%に相当する額を限

- 度とし、残存物取片づけ費用の額を同条(2)の残存物取片づけ費用保険金として、支払います。
- (4) 当会社は、第2章第1条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金の20%に相当する額を、同条(3)の臨時費用保険金として、支払います。ただし、1回の事故につき、100万円を限度とします。
- (5) (3)および(4)の場合において、当会社は、(3)および(4)の規定によってそれぞれ支払うべき残存物取片づけ費用保険金または臨時費用保険金と第2章第1条(保険金を支払う場合)(1)の損害保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、これらの保険金を支払います。

第7条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(注1)の合計額が、1回の事故につき、第2章第5条(損害の額の算定)の規定による損害の額から控除額(注2)を差し引いた額を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を損害保険金として、支払います。
- ① 他の保険契約等から第2章第1条(保険金を支払う場合)(1)の損害に対する保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額(注1)
 - ② 他の保険契約等から同条(1)の損害に対する保険金または共済金が支払われた場合
次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額(注1)を限度とします。

$$\left(\begin{array}{l} \text{第2章第5条の規定} \\ \text{による損害の額} \end{array} - \text{控除額} \right) - \begin{array}{l} \text{他の保険契約等から第2章第1} \\ \text{条(1)の損害に対して支払われた} \\ \text{保険金または共済金の額} \end{array} = \text{損害保険金の額}$$

- (2) (1)の場合において、他の保険契約等から第2章第1条(保険金を支払う場合)(1)の損害に対して支払われるべき保険金または共済金の額が、再調達価額から使用による減価を差し引いた額を基準として算出されるときは、(1)の規定にかかわらず、当会社は、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。ただし、前条の規定により算出された損害保険金の額を限度とします。

$$\left(\begin{array}{l} \text{第2章第5条(損害} \\ \text{の額の算定)の規定} \\ \text{による損害の額} \end{array} - \text{控除額} \right) - \begin{array}{l} \text{他の保険契約等から支払われる} \\ \text{べき保険金または共済金の額} \end{array} = \text{損害保険金の額}$$

- (3) (1)の場合において、それぞれの支払責任額(注3)の合計額が、残存物取片づけ費用の額を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を残存物取片づけ費用保険金として、支払います。
- ① 他の保険契約等から残存物取片づけ費用に対する保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額(注3)
 - ② 他の保険契約等から残存物取片づけ費用に対する保険金または共済金が支払われた場合
次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額(注3)を限度とします。

$$\text{残存物取片づけ費用の額} - \begin{array}{l} \text{他の保険契約等から残存物取片づけ費用に} \\ \text{対して支払われた保険金または共済金の額} \end{array} = \text{残存物取片づけ費用保険金の額}$$

- (4) (1)の場合において、それぞれの支払責任額(注4)の合計額が、1回の事故につき、100万円(注5)を超えるときは、当会社は、次の①または②に定める額を臨時費用保険金として、支払います。
- ① 他の保険契約等から臨時費用に対する保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額(注4)
 - ② 他の保険契約等から臨時費用に対する保険金または共済金が支払われた場合
次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額(注4)を限度とします。

$$100\text{万円(注5)} - \begin{array}{l} \text{他の保険契約等から臨時費用に対して支払} \\ \text{われた保険金または共済金の額} \end{array} = \text{臨時費用保険金の額}$$

- (注1) 支払責任額
それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約がないものとして算出した第2章第1条(1)の損害に対して支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
- (注2) 控除額
他の保険契約等に、この保険契約の控除額より低いものがある場合は、これらの控除額のうち最も低い額とします。この条において以下同様とします。
- (注3) 支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した残存物取片づけ費用に対して支払うべき保険金または共済金の額をいいます。これらの保険金または共済金の額を算出するにあたっては、第2章第1条(1)の損害に対する保険金または共済金の額は、(1)または(2)の規定を適用して算出した額とします。

(注4) 支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した臨時費用に対して支払うべき保険金または共済金の額をいいます。これらの保険金または共済金の額を算出するにあたっては、第2章第1条(1)の損害に対する保険金または共済金の額は、(1)または(2)の規定を適用して算出した額とします。

(注5) 100万円

他の保険契約等に、臨時費用に対して支払うべき保険金または共済金につき、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

第3章 基本条項

第1条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（注1）に始まりません。ただし、保険期間が始まった後でも、工事用材料および工事用仮設材についての当会社の保険責任は、工事現場において輸送用具からその荷卸しが完了した時に始まりません。
- (2) 当会社の保険責任は、保険期間の末日の午後4時（注2）に終わります。ただし、保険期間中であっても、当会社の保険責任は、工事の目的物の引渡しの時（工事の目的物の引渡しを要しない場合は、その工事が完成した時とします。以下同様とします。）をもって終わります。
- (3) 当会社は、保険期間が始まった後でも、保険料領収前に生じた第2章第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
 - (注1) 初日の午後4時
保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
 - (注2) 末日の午後4時
保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

第2条（保険期間の延長）

- (1) 工事の目的物の引渡しの時が保険期間後となることが明らかになった場合は、保険契約者は、保険期間満了前に、書面をもってその旨を当会社に申し出て、保険期間の延長につき承認の請求をすることができます。
- (2) (1)の承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、延長後の保険料と延長前の保険料との差額を追加保険料として請求することができます。
- (3) 当会社が(2)の追加保険料を請求する場合においては、当会社は、延長前の保険期間の終期から追加保険料領収までの間に生じた第2章第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害に対して、保険金を支払いません。

第3条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険契約申込書等の記載事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険契約申込書等の記載事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次の①から④までのいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① (2)の事実がなかった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、(2)の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）
 - ③ 保険契約者または被保険者が、第2章第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生する前に、保険契約申込書等の記載事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または保険契約締結時の翌日から起算して5年を経過した場合
- (4) (2)の事実が、当会社が保険契約締結時に交付する書面において定めた危険に関係のないものであった場合には、(2)の規定を適用しません。
- (5) (2)の規定による解除が第2章第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した後に行われた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。この規定は、

第3章第9条（保険契約解除の効力）の規定とはかわりありません。

- (6) (5)の規定は、(2)の事実に基づかずに発生した第2章第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。
 - (注) (2)の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合
当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることが妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第4条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、次の①から③までのいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰することのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった後は、この規定を適用しません。
 - ① 保険証券記載の工事を追加、変更、中断、再開または放棄すること。
 - ② 保険の目的の設計、仕様または施工方法を著しく変更すること。
 - ③ ①および②のほか、保険契約申込書等の記載事項の内容に変更を生じさせる事実が発生すること。ただし、他の保険契約等に関する事実は除きます。
- (2) (1)の事実がある場合（注）には、当会社は、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または(1)の事実が生じた時の翌日から起算して5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (1)の手続を怠った場合には、当会社は、(1)の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当会社が承認請求書を受領するまでの間に生じた第2章第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ただし、(1)の事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときは、この規定を適用しません。
- (5) (4)の規定は、(1)の事実に基づかずに発生した第2章第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。
 - (注) (1)の事実がある場合
①ただし書の規定に該当する場合を除きます。

第5条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険契約を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第6条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第7条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第8条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者または被保険者が、当会社によるこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のアからオまでのいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力（注1）に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力（注1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力（注1）を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力（注1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 当会社は、被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注2）を解除することができます。
- (3) (1)または(2)の規定による解除が第2章第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第3章第9条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までには発生した第2章第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の①および②の損害については適用しません。
- ① (1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- ② (1)③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害（注1）反社会的勢力
暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (注2) この保険契約
被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

第9条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第10条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 次の①から③までの場合において、変更前の保険料と変更後の保険料に差額が生じるときは、当会社は、下表およびこの保険契約に適用される特約の規定に従い算出した額を返還または請求します。

区 分	保険料の返還、追加保険料の請求
① 第3章第3条（告知義務）(3)③の承認をする場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
② 第3章第4条（通知義務）(1)の承認をする場合	
③ ①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約条件変更の承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合	

- (2) 当会社は、保険契約者が(1)①または②の追加保険料の支払を怠った場合（当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎります。）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (1)①または②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。ただし、第3章第4条（通知義務）(1)の事実が生じた場合における、その事実が生じた時より前に発生した第2章第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害については、この規定を適用しません。
- (4) (1)③の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた第2章第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第11条（保険料の返還－無効の場合）

第3章第5条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合は、当会社は、保険料を返還しません。

第12条（保険料の返還－取消しの場合）

第3章第6条（保険契約の取消し）の規定により保険契約が取消しとなる場合は、当会社は、保険料を返還しません。

第13条（保険料の返還－解除の場合）

この保険契約が解除となる場合は、当会社は、下表およびこの保険契約に適用される特約の規定に従い算出した額を返還します。

区 分	保険料の返還
① 第3章第3条（告知義務）(2)、第3章第4条（通知義務）(2)、第3章第8条（重大事由による解除）(1)、第3章第10条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(2)または第3章第14条（保険の目的の調査および事故の予防）(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還します。
② 第3章第7条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合	

第14条（保険の目的の調査および事故の予防）

- (1) 当会社は、いつでも保険の目的または工事現場を調査することができます。
- (2) (1)の調査の際、事故発生のおそれが大であると認めた場合は、当会社は、保険契約者または被保険者が自己の費用をもって適切な措置をとることを請求することができます。
- (3) 保険契約者もしくは被保険者または工事現場責任者が、相当な理由なく(1)の調査を拒んだ場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) 保険契約者もしくは被保険者または工事現場責任者が、相当な理由なく(2)の請求に応じなかった場合は、当会社は、これに応じていれば発生および拡大が防止できたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) (3)の規定は、(3)の調査の拒否の事実があった時の翌日から起算して1か月を経過した場合には適用しません。

第15条（損害発生後の措置）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の目的について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容（注）を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。
- (2) 保険の目的について損害が生じた場合は、当会社は、保険の目的または工事現場を調査することができます。
- (3) 保険契約者もしくは被保険者または工事現場責任者は、(2)の調査前に、損害の発生および拡大の防止に必要な限度を超えて損害を修理またはその状態を変更してはなりません。ただし、保険契約者または被保険者が(1)の通知を行った後、当会社が7日以内に調査を行わない場合はこの規定を適用しません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(1)もしくは(3)の規定に違反した場合または(2)の調査を妨害した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (注) 内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第16条（損害防止義務および損害防止費用）

- (1) 保険契約者または被保険者は、第2章第1条（保険金を支払う場合）の事故が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
- (2) 保険契約者もしくは被保険者または工事現場責任者が故意または重大な過失によって(1)の義務を履行しなかった場合は、当会社は、損害の額から損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額を差し引いた額を損害の額とみなします。
- (3) (1)の場合において、保険契約者または被保険者が、第2章第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときは、この保険契約に適用される普通保険約款または特約の規定により保険金が支払われないとき（控除額を差し引くことにより保険金が支払われない場合を除きます。）を除き、当会社は、その費用を第2章第5条（損害の額の算定）の規定による損害の額に含めるものとします。

第17条（代 位）

- (1) 保険の目的に損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の①または②の額を限度とします。
- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)および(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権

当会社が保険金を支払うべき損害に係る保険金、共済金その他の金銭の請求権および共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。以下同様とします。

第18条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、第2章第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の①から③までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- ① 保険金の請求書
 - ② 損害見積書
 - ③ その他当会社が第3章第20条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なることの記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第19条（時効）

保険金請求権は、前条(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第20条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（請負金額を含みます。）および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次の①から⑤までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次の①から⑤までに掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日
 - ② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
 - ⑤ 損害を受けた工事の目的物もしくは損害発生事由が他の事例に鑑み特殊である場合または多数の被害が生じた場合において、(1)①から④までの事項を確認するための、専門機

関による鑑定等の結果の照会または関係当事者への照会 180日

- (3) (2)①から⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)①から⑤までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当会社は、(2)①から⑤までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。
- (4) (1)から(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注4）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。
- (注1) 請求完了日
被保険者が第3章第18条（保険金の請求）(2)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 次の①から⑤までに掲げる日数
①から⑤までの複数に該当するときは、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 照会
弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (注4) これに応じなかった場合
必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第21条（保険金額の償元）

当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。

第22条（残存物）

当会社が第2章第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金を支払った場合でも、保険の目的の残存物の所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。

第23条（保険の目的の譲渡）

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の目的を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。
- (2) (1)の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を保険の目的の譲受人に移転させるときは、(1)の規定にかかわらず、保険の目的の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 当会社が(2)の規定による承認をする場合には、(2)の権利および義務は、保険の目的が譲渡された時に保険の目的の譲受人に移転します。

第24条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第25条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

特約条項適用規定

この保険契約には保険証券裏面に添付の特約条項の他下記「保険証券面の表示等（カタカナ表記を含みます。）」に該当する特約条項が適用されます。

建設工事保険

保 険 証 券 面 の 表 示 等	適 用 さ れ る 特 約 条 項		
	特約条項 の 番 号	特 約 条 項 の 名 称	掲載頁
○特約条項欄に「地震危険担保特約」の記載がある場合	01	地震危険担保特約条項	7 頁
○特約条項欄に「水災危険担保特約」の記載がある場合	07	水災危険担保特約条項	7 頁
○特約条項欄に「一部使用火災危険担保特約」の記載がある場合	10	一部使用火災危険担保特約条項	7 頁
○特約条項欄に「総括」の記載がある場合	12	総括契約に関する特約条項	7 頁
○特約条項欄に「一部使用による危険担保特約」の記載がある場合	13	一部使用による危険担保特約条項	8 頁
○特約条項欄に「特別費用担保特約」の記載がある場合	14	特別費用担保特約条項	8 頁
○特約条項欄に「工事用機械・工事用仮設備に関する特約」の記載がある場合	15	工事用機械、工事用仮設備に関する特約条項	8 頁
○特約条項欄に「縮小てん補特約」の記載がある場合	16	縮小てん補特約条項	9 頁
○特約条項欄に「土木工事に関する特約」の記載がある場合	17	土木工事に関する特約条項	9 頁
○特約条項欄に「特約火災保険調整特約」の記載がある場合	18	特約火災保険調整特約条項	10 頁
○特約条項欄に「被保険者に関する特約(2)」の記載がある場合	19	被保険者に関する特約条項(2)	10 頁
○特約条項欄に「保険金額に関する特約(1)」の記載がある場合	20	保険金額に関する特約条項(1)	10 頁
○特約条項欄に「保険金額に関する特約(2)」の記載がある場合	21	保険金額に関する特約条項(2)	10 頁
○特約条項欄に「航空貨物運賃担保特約」の記載がある場合	26	航空貨物運賃担保特約条項	10 頁
○特約条項欄に「メンテナンス期間（ビジット・メンテナンス）」の記載がある場合	27	メンテナンス期間に関する特約条項 （ビジット・メンテナンス）	10 頁
○特約条項欄に「メンテナンス期間（エクステンデッド）」の記載がある場合	28	メンテナンス期間に関する特約条項 （エクステンデッド・メンテナンス）	11 頁
○特約条項欄に「荷卸危険担保特約」の記載がある場合	29	荷卸危険担保特約条項	11 頁
○特約条項欄に「復旧費半価上昇担保特約」の記載がある場合	30	復旧費半価上昇担保特約条項	11 頁
○特約条項欄に「求償権不行使特約」の記載がある場合	31	求償権不行使に関する特約条項	11 頁
○特約条項欄に「通知方法に関する特約」の記載がある場合	39	通知方法に関する特約条項	11 頁
○特約条項欄に「支給材担保追加特約」の記載がある場合	42	支給材担保追加特約条項	11 頁
○特約条項欄に「保険料の確定に関する特約」の記載がある場合	43	保険料の確定に関する特約条項（※）	12 頁
○特約条項欄に「保険料の確定に関する特約」の記載がある場合	43	保険料の確定に関する特約条項	12 頁
○特約条項欄に「被保険者に関する特約(1)」の記載がある場合	49	被保険者に関する特約条項(1)	13 頁
○特約条項欄に「建工ワイド特約」の記載がある場合	54	建工ワイド特約条項	13 頁
○特約条項欄に「雪災危険担保特約」の記載がある場合	55	雪災危険担保特約条項	14 頁
○特約条項欄に「工事施工者による資材等運搬危険担保特約」の記載がある場合	57	工事施工者による資材等運搬危険担保特約条項	14 頁
○特約条項欄に「保険の目的以外のものの原状復旧費用担保特約」の記載がある場合	58	保険の目的以外のものの原状復旧費用担保特約条項	14 頁
○特約条項欄に「保険金額に関する特約(3)」の記載がある場合	59	保険金額に関する特約条項(3)	14 頁
○特約条項欄に「テロ危険等不担保特約」の記載がある場合	60	テロ危険等不担保特約条項	14 頁
○特約条項欄に「サイバー攻撃等不担保特約」の記載がある場合	CY	サイバー攻撃等不担保特約条項	15 頁
○特約条項欄に「総括（トリプル・ダブル・シングル）」の記載がある場合	61	総括契約に関する特約条項 （工事トリプルガード・ダブルガード・シングルガード用）	15 頁
○特約条項欄に「工事の目的物に関する特約」の記載がある場合	63	工事の目的物に関する特約条項	17 頁
○特約条項欄に「共同保険特約」の記載がある場合		共同保険に関する特約条項	20 頁
○特約条項欄に「保険料分割払特約（大口）」の記載がある場合		保険料分割払特約条項（大口）	20 頁
○特約条項欄に「保険料分割払特約（一般）」の記載がある場合		保険料分割払特約条項（一般）	21 頁
○特約条項欄に「初回保険料口座振替特約」の記載がある場合		初回保険料の口座振替に関する特約条項	22 頁

（※） 工事シングルガードの場合に適用します。

特 約 条 項

01 地震危険担保特約条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、この特約条項に従い、建設工事保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2章第2条（保険金を支払わない場合）(2)③の規定にかかわらず、地震または噴火によって保険の目的について生じた損害に対して、損害保険金を支払います。
- (2) (1)の場合において、当会社は、防災または緊急避難に必要な処置によって保険の目的について生じた損害に対しても、損害保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次に掲げる損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 地震または噴火の際における保険の目的の紛失または盗難の損害
 - ② 地震または噴火による津波、洪水その他の水災によって生じた損害
- (2) この保険契約に水災危険を補償する特約条項が付帯されている場合、(1)②の規定は適用しません。

第3条（普通約款に掲げる費用保険金等との関係）

この特約条項においては、普通約款第2章第1条（保険金を支払う場合）(2)および(3)ならびに普通約款第3章第16条（損害防止義務および損害防止費用）(3)の規定は、適用しません。

第4条（2以上の事故の取扱い）

普通約款第2章第6条（保険金の支払額）の適用について、保険期間中において、連続する72時間以内に生じた2以上の事故（地震もしくは噴火またはこれらによる津波等による事故にかぎります。）は、これらを一括して1回の事故とみなします。

第5条（支払限度額）

当会社が、この特約条項により支払う保険金の額は、1回の事故につき、かつ保険期間中を通じて、保険証券記載の額（保険証券に記載のない場合は保険金額とします。）を限度とします。

第6条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、被保険者が普通約款第3章第18条（保険金の請求）(2)の手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（請負金額を含みます。）および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次の①から⑥までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次の①から⑥までに掲げる日数（複数に該当するときは、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日
 - ② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ④ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都圏下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 365日
 - ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の

日本国外における調査 180日

- ⑥ 損害を受けた工事の目的物もしくは損害発生事由が他の事例に鑑み特殊である場合または多数の被害が生じた場合において、(1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会または関係当事者への照会 180日
- (3) (2)①から⑥までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)①から⑥までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当会社は、(2)①から⑥までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。
- (4) (1)から(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。

第7条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

07 水災危険担保特約条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、この特約条項に従い、建設工事保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2章第2条（保険金を支払わない場合）(3)の規定にかかわらず、高潮、洪水、内水氾濫または豪雨による土砂崩れ・落石によって保険の目的について生じた損害に対して、損害保険金を支払います。
- (2) (1)の場合において、当会社は、防災または緊急避難に必要な処置によって保険の目的について生じた損害に対しても、損害保険金を支払います。

第2条（普通約款に掲げる費用保険金等との関係）

この特約条項においては、普通約款第2章第1条（保険金を支払う場合）(2)および(3)ならびに普通約款第3章第16条（損害防止義務および損害防止費用）(3)の規定は、適用しません。

第3条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。この場合において、普通約款第2章第2条（保険金を支払わない場合）(1)②の規定中「風災または雹災」とあるのは「風災、雹災または高潮、洪水、内水氾濫、豪雨による土砂崩れ・落石」と読み替えるものとします。

10 一部使用火災危険担保特約条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、この特約条項に従い、建設工事保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2章第2条（保険金を支払わない場合）(4)③の規定にかかわらず、保険の目的である工事の目的物が保険証券に記載された工事以外の用途に使用された場合において、その使用による火災、破裂または爆発（破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。）によってその部分に生じた損害に対して、損害保険金を支払います。
- (2) 当会社は、普通約款第2章第2条（保険金を支払わない場合）に定める事由のほか、前条の損害がその使用部分を使用する者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた場合には、保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

12 総括契約に関する特約条項

第1条（総 則）

- (1) 保険契約者は、保険契約者が、保険期間内に着工する保険証券記載の工事（(2)に規定する工事を除きます。以下「対象工事」といいます。）のすべてを、当会社の建設工事保険に付し、当会社は建設工事保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）および第11条（特約条項）に定める特約条項ならびにこの特約条項の規定に従い、保険金を支払います。
- (2) 下欄に記載の工事は、この特約条項の対象から除外するものとします。
- ① 保険金額が30億円を超える工事
 - ② 解体、撤去、分解または取片づけ工事のみを施工する工事
 - ③ 鋼構造物を主体とする工事
 - ④ 土木工事を主体とする工事

- ⑤ 日本国外で行われる工事
- ⑥ 保険証券記載の除外工事

第2条（保険責任期間）

- (1) この特約条項による当会社の保険責任は、普通約款第3章第1条（保険責任の始期および終期）(1)の規定にかかわらず、第6条（通知）に定める通知書（以下「通知書」といいます。）記載の工事ごとに、通知書記載の工事期間（以下「工事期間」といいます。）の初日に始まります。ただし、工事期間が始まった後でも、工事用材料および工事用仮設材についての当会社の保険責任は、第11条（特約条項）に定める特約条項で別に定める場合を除き、工事現場において輸送用員からその荷卸しが完了した時に始まります。
- (2) この特約条項による当会社の保険責任は、普通約款第3章第1条（保険責任の始期および終期）(2)の規定にかかわらず、第11条（特約条項）に定める特約条項で別に定める場合を除き、通知書記載の工事ごとに、その工事期間の末日の午後4時またはその工事の目的物の引渡しの時（工事の目的物の引渡しを要しない場合は、その工事が完了した時とします。）のいずれか早い時に終わります。
- (3) 通知書記載の工事に対する当会社の保険責任は、保険期間の終了した後も(2)の終期まで継続するものとします。

第3条（保険金額）

保険金額は、通知書記載の工事ごとに、普通約款第2章第4条（保険金額）に規定する保険金額によって定めます。

第4条（暫定保険金額）

保険期間内に着工が予定される対象工事の保険金額の総額を暫定保険金額とします。

第5条（暫定保険料）

- (1) 前条に規定する暫定保険金額に基づき所定の保険料を計算し、保険契約者は、これを暫定保険料として当会社に支払うものとします。
- (2) 普通約款第3章第1条（保険責任の始期および終期）(3)の規定にかかわらず、当会社は、保険期間が始まった後でも、暫定保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条（通知）

- (1) 保険契約者は、取りまとめ期間中に着工された対象工事について、保険証券記載の日を締切日として、次の①から⑥までに掲げる事項を所定の通知書により通知締切日後の保険証券記載の日数以内に当会社に通知しなければなりません。
- ① 工事名または工事内容
 - ② 発注者名
 - ③ 工事現場
 - ④ 構造
 - ⑤ 工事期間
 - ⑥ 保険金額

- (2) (1)の取りまとめ期間は、保険証券記載の通知方式に基づき、次の①または②により定めます。
- ① 保険証券記載の通知方式が毎月通知の場合は、保険証券記載の通知締切日における締切日前1か月間
 - ② 保険証券記載の通知方式が期末一括通知の場合は、保険期間
- (3) (1)に定める通知書に記載した事項につき変更を生じた場合は、保険契約者は、その都度遅滞なく当会社にその旨を通知しなければなりません。
- (4) 保険期間開始後(1)の通知をすべき日までの間に対象工事に事故が発生した場合は、(1)にかかわらず、保険契約者は、直ちにその工事について(1)にて定める事項を所定の通知書により当会社に通知しなければなりません。

第7条（通知の遅滞・脱漏）

- (1) 前条の通知に遅滞または脱漏があった場合は、当会社は、遅滞または脱漏のあった対象工事にかかわる保険の目的について生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、その遅滞または脱漏が保険契約者の故意または重大な過失によるものでなかったことを保険契約者が立証し、その対象工事について直ちに前条に準じて通知し、かつ、当会社がこれを認めた場合はこの規定を適用しません。
- (2) 前条の通知の脱漏があった場合は、保険期間の終了後であっても、保険契約者は、異議なくこれに対する保険料を支払うものとします。

第8条（確定保険料および保険料の精算）

- (1) 保険期間の開始後、保険証券記載の保険料精算期間（以下「保険料精算期間」といいます。）終了後通知書に基づき確定保険料を計算し、保険契約者は、これを遅滞なく当会社に支払うものとします。
- (2) 第5条（暫定保険料）の暫定保険料は、(1)の確定保険料との間で、その差額を精算します。

- ただし、保険料精算期間が12か月未満の場合は、最終の保険料精算期間に対する確定保険料との間で、その差額を精算します。
- (3) 確定保険料支払後に通知書の記載内容に変更があり、確定保険料の変更の必要が生じた場合は、その都度遅滞なく変更前の確定保険料と変更後の確定保険料との差額を精算するものとします。

第9条（確定保険料および保険料の精算の特則—解除の場合）

- (1) この特約条項による保険契約が解除の場合は、前条に規定する精算の方法に準じて、解除した時点で保険料の精算を行うものとします。
- (2) 普通約款の規定により、当会社がこの特約条項による保険契約を解除した場合、当会社の保険責任の終期は、通知書記載の対象工事ごとに、第2条（保険責任期間）(2)に定める時または解除の時のいずれか早い時とします。
- (3) (1)および(2)において、第11条（特約条項）に定める特約条項の規定に別の定めがあるときは、その規定に従うものとします。

第10条（保険金の支払額）

- (1) 当会社は、それぞれの対象工事につき、通知書記載の保険金額を超えては、損害保険金を支払いません。
- (2) 通知書記載の保険金額が第3条（保険金額）に定める保険金額に不足する場合は、当会社は、その不足する割合によって損害保険金を削減します。
- (3) 保険証券記載の控除額は、対象工事ごとに1回の事故につき適用されるものとします。

第11条（特約条項）

- (1) この特約条項による保険契約には、保険証券記載の特約条項が付帯されるものとします。
- (2) (1)に掲げる特約条項と異なる特約条項については、対象工事ごとに、保険契約者が着工前に書面をもって当会社に通知し、かつ、当会社がこれを認めた場合にかぎり、これを付帯できるものとします。

第12条（帳簿の閲覧）

当会社は、必要があると認めた場合は、保険契約者の帳簿その他関係書類を閲覧することができま

第13条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

13 一部使用による危険担保特約条項

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約条項に従い、建設工事保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2章第2条（保険金を支払わない場合）(4)③の規定にかかわらず、保険の目的である工事の目的物が保険証券に記載された工事以外の用途に使用された場合において、その使用によってその使用部分に生じた不測かつ突発的な事故による損害に対して、損害保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通約款第2章第2条（保険金を支払わない場合）に定める事由のほか、前条の損害がその使用部分を使用する者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた場合には、保険金を支払いません。

第3条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

14 特別費用担保特約条項

第1条（損害の額の算定）

当会社は、この特約条項に従い、建設工事保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2章第5条（損害の額の算定）(2)の規定にかかわらず、保険の目的を復旧するために要した急行貨物割増運賃（航空貨物運賃を除きます。）、残業・休日勤務および夜間勤務による割増賃金を、同条(1)に規定する復旧費に算入するものとします。

第2条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

15 工事用機械、工事用仮設備に関する特約条項

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約条項に従い、建設工事保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2章第3条（保険の目的の範囲）(3)①の規定にかかわらず、保険証券記載の工事現

場（以下「工事現場」といいます。）において、不測かつ突発的な事故によって、保険証券添付の工事用機械・工事用仮設備明細書（以下「明細書」といいます。）に記載された工事用機械、工事用仮設備（以下「機械・設備」といいます。）に生じた損害に対して保険金を支払います。

第2条（普通約款に掲げる費用保険金等との関係）

この特約条項においては、普通約款第2章第1条（保険金を支払う場合）(2)および(3)ならびに普通約款第3章第16条（損害防止義務および損害防止費用）(3)の規定は、適用しません。

第3条（保険金額）

(1) この特約条項の保険金額は、普通約款第2章第4条（保険金額）の規定にかかわらず、保険の目的と同種・同能力の新規の機械・設備の価額（輸送費、組立費および必要があれば関税を含みます。以下「新調達価額」といいます。）とします。

(2) (1)の保険金額は、保険の目的の機械・設備ごとに定めるものとします。

第4条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通約款第2章第2条（保険金を支払わない場合）に掲げる保険金を支払わない損害のほか、次の①から③までのいずれかに該当する損害に対して保険金を支払いません。

- ① 保険期間開始前に、既に保険の目的に存在し、かつ保険契約者、被保険者または工事現場責任者が知っていた欠陥に起因する損害
- ② 保険の目的の電気のおよび機械的事故に起因してその機械・設備に直接生じた損害
- ③ タイヤ（チューブを含みます。）、ベルト、ワイヤロープ、チェーンおよびその他の消耗品に生じた損害。ただし、同一事故により保険の目的の他の部分と同時に被った損害についてはこの規定を適用しません。

第5条（損害の額の算定）

(1) 当会社は、普通約款第2章第5条（損害の額の算定）(1)および(3)により計算された損害の額が保険の目的の新調達価額から使用による減価および残存物の価額を差し引いた価額を超える場合は、その価額をもって損害の額とします。

(2) (1)の損害の額は、1個の保険金額が定められた保険の目的の機械・設備ごとに算出します。

第6条（保険金の支払額）

(1) 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）の損害に対して、1回の事故につき、普通約款第2章第5条（損害の額の算定）(1)および(3)ならびに前条により計算された損害の額から、明細書記載の控除額を差し引いた残額を保険金として支払います。

(2) 当会社は、第3条（保険金額）の規定による保険金額（以下「保険金額」といいます。）が新調達価額より低い場合は、(1)の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。ただし、1回の事故につき、保険金額をもって限度とします。

$$(1) \text{の規定による保険金の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{新調達価額}}$$

第7条（支払限度額）

普通約款第3章第21条（保険金額の復元）の規定にかかわらず、当会社が支払う保険金は、保険の目的の機械・設備ごとに、通算して、保険金額をもって限度とします。

第8条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

16 縮小てん補特約条項

第1条（保険金の支払額）

当会社は、この特約条項に従い、建設工事保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2章第6条（保険金の支払額）(1)および(2)の規定によって算定した損害保険金の額に保険証券記載の約定てん補割合を乗じた額を損害保険金として支払います。

第2条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

17 土木工事に関する特約条項

第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この特約条項に従い、建設工事保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2章第2条（保険金を支払わない場合）に規定する保険金を支払わない損害のほか、保険の目的である土木工事について生じた次の①から⑭までのいずれかに該当する損害または費用に対しては保険金を支払いません。

- ① 土木工事の設計、施工、材質または製作の欠陥の修理、取替もしくは補強に要した費用またはその他の追加費用。ただし、これらの欠陥によって土木工事の他の部分について生

じた損害についてはこの規定を適用しません。

- ② 寒気、霜、氷または雪災によって生じた損害
- ③ 鋼矢板、H形鋼、鋼管、P C杭、ケーシングまたはこれらに類する物の打込みまたは引抜きの際にこれらに生じた曲損、破損、傾斜もしくは引抜き不能の損害
- ④ 掘削工事に伴う余掘りまたは肌落ちの損害
- ⑤ 湧水（土砂水を含みます。）の止水または排出費用
- ⑥ 土砂の圧密沈下のため追加して行った埋立、盛土または整地工事の費用
- ⑦ 浚渫部分に生じた埋没または隆起の損害
- ⑧ 捨石、被覆石、消波ブロックまたはこれらに類する物の洗掘、沈下または移動によって生じた損害
- ⑨ 矢板、杭、H形鋼、地中壁その他これらに類する物（以下「矢板等」といいます。）の継目から土砂、水または土砂水が流入した場合の排土・排水費用、清掃費用またはこれらの物の流入を防止するために要する費用。ただし、不測かつ突発的な事故により矢板等に損害が生じたために土砂、水または土砂水が流入した場合はこの規定を適用しません。
- ⑩ 基礎、支持地盤その他これらに類する物の支持力不足に起因して沈下した保険の目的の位置の矯正に要する費用
- ⑪ コンクリート部分のひび割れの損害。ただし、不測かつ突発的な外來的作用により生じたひび割れについてはこの規定を適用しません。
- ⑫ 支保工建込み後に土圧によって生じた支保工、掛矢板その他これらに類する物の変形、歪み等の損害。ただし、落盤、切羽の崩壊等不測かつ突発的な事故により他の保険の目的と同時に損害が発生した場合はこの規定を適用しません。
- ⑬ 土捨て場または土取場における土砂崩壊によって生じた損害。ただし、土捨て場または土取場における本工事（完成後引渡しを要する工事の目的物をいいます。）について生じた土砂崩壊についてはこの規定を適用しません。
- ⑭ 切土・盛土法面、整地面または自然面の肌落ちもしくは浸食の損害（芝、樹木その他の植物について生じた損害を含みます。）
- ⑮ 芝、樹木その他の植物の枯死（その植物の生命が全く絶たれた状態をいいます。）。ただし、火災によって枯死した場合はこの規定を適用しません。
- ⑯ 排水溝、暗渠、埋設管、排水路、調整池、沈砂池その他これらに類する物（以下「排水溝等」といいます。）に流入した土砂、水、岩石、草木その他これらに類する物を除去する費用。ただし、排水溝等に損壊が生じた場合はこの規定を適用しません。
- ⑰ 舗装工事またはこれに類する工事における仕上げ表面の波状変形、剥離、ひび割れその他これらに類似の損害
- ⑱ 海水のたまりを除去する費用。ただし、不測かつ突発的な事故により保険の目的に損害が生じた場合はこの規定を適用しません。
- ⑲ シールド機械、推進管、セグメントその他これらに類する物の方向または位置の矯正に要する費用
- ⑳ シールド機械または推進管の推進不能の損害
- ㉑ 推進中の推進管の刃口について生じた損害
- ㉒ ケーソンの沈設位置の矯正に要する費用
- ㉓ ケーソンのひずみ矯正に要する費用
- ㉔ ケーソンの沈設不能の損害
- ㉕ 沈設中のケーソンの刃口について生じた損害
- ㉖ 保険証券記載の工事現場に設置された排水設備（排水ポンプ、モーター、排水ポンプからの配管等の排水設備をいいます。）の能力不足や故障によって生じた損害
- ㉗ 雨水、地下水の浮力に起因して保険の目的が浮き上がったことによる損害
- ㉘ 連続地中壁工法、場所打ち杭工法等の静水圧または安定液によって孔壁を保持する工法による掘削工事における孔壁の崩壊による損害
- ㉙ 河川の増水によって堤外地内の工事用材料または工事用仮設材について生じた損害
- ㉚ 仮締切の越流による損害
- ㉛ タグボート、クレーン船もしくはフローティングクレーン等の船舶による輸送中もしくは曳航中またはクレーン等の荷役機械による保険の目的の吊り上げ中、保険の目的の最終据え付け現場への設置中もしくは荷卸中の保険の目的に生じた損害

第2条（土木工事の定義）

この特約条項における土木工事とは、保険証券記載の工事に含まれる土木工事（建物の基礎工事を除きます。）をいい、これに付随する次の①から⑭までに掲げる仮工事を含みます。

- | | | |
|--------|--------|------------|
| ① 支保工 | ⑥ 土留工 | ⑪ 工事用軌道 |
| ② 型枠工 | ⑦ 締切工 | ⑫ 仮護岸 |
| ③ 支持枠工 | ⑧ 路面覆工 | ⑬ 仮排水路 |
| ④ 仮橋 | ⑨ 防護工 | ⑭ 土取場、土捨て場 |

⑤ 仮桟橋 ⑩ 工事用道路

第3条（損害防止費用の取扱い）

普通約款第3章第16条（損害防止義務および損害防止費用）(3)に規定する損害の発生または拡大の防止のために支出した費用のうち、土木工事の損害に関して支出した費用については、普通約款第2章第5条（損害の額の算定）の規定による損害の額に含めないものとします。

第4条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

18 特約火災保険調整特約条項

第1条（特約火災保険がある場合の保険金の支払額）

- (1) 当会社は、この特約条項に従い、建設工事保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2章第2条（保険金を支払わない場合）に規定する保険金を支払わない場合のほか、この保険契約の対象工事に独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等特約火災保険、独立行政法人福祉医療機構承継融資物件等特約火災保険、独立行政法人都市再生機構分譲住宅等特約火災保険、勤労者財産形成融資住宅特約火災保険および沖縄振興開発金融公庫融資住宅等特約火災保険（以下「特約火災保険」といいます。）が付帯された場合、特約火災保険で保険金が支払われる損害に対しては保険金（普通約款第2章第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金、同条(2)の残存物取片付け費用保険金および同条(3)の臨時費用保険金をいいます。以下同様とします。）を支払いません。
- (2) 当会社は、(1)にかかわらず、この保険契約（この保険契約に付帯された他の特約条項を含みます。）で、特約火災保険がないものとして算出した保険金の額が、特約火災保険により支払われる保険金の額を超える場合は、その超える額に対して保険金を支払います。

第2条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

19 被保険者に関する特約条項(2)

第1条（被保険者の範囲）

この保険契約における被保険者とは、保険の目的にかかわる保険証券記載の工事関係者をいいます。

第2条（保険金の請求手続）

当会社が前条の被保険者の損害に対して保険金を支払う場合は、保険契約者は、可能なかぎりその被保険者の保険金支払いの請求を取りまとめて行うものとします。

第3条（求償権の不行使）

当会社が保険金を支払う場合において、その損害について被保険者が他の被保険者に対する求償権を有するときは、当会社はその損害に対して保険金を支払うことによって代位するその求償権を行使しません。ただし、その損害が他の被保険者の故意または重大な過失によって生じたものである場合は、この規定を適用しません。

第4条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、建設工事保険普通保険約款の規定を準用します。

20 保険金額に関する特約条項(1)

第1条（保険金額）

- (1) 当会社は、この特約条項に従い、保険の目的の請負契約金額が確定するまでの期間においては、建設工事保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）に請負金額とあるのを、保険契約者または被保険者が見積った保険の目的を完成するために要する費用の合計額と読み替えます。
- (2) 保険契約者または被保険者は、保険の目的の請負契約金額が確定した場合は、遅滞なく書面をもって、その旨を当会社に申し出て保険金額の変更につき、承認を請求しなければなりません。
- (3) (2)の承認をする場合は、当会社は、保険金額の変更額に基づいて計算した保険料を返還または請求します。

第2条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

21 保険金額に関する特約条項(2)

第1条（保険金額）

当会社は、この特約条項に従い、建設工事保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）に請負金額とあるのを、保険契約者または被保険者が見積った保険の目的を完成するために要する費用の合計額と読み替えます。

第2条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

26 航空貨物運賃担保特約条項

第1条（損害の額の算定）

- (1) 当会社は、この特約条項に従い、建設工事保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2章第5条（損害の額の算定）(2)の規定にかかわらず、保険の目的を復旧するために要した航空貨物輸送運賃を、同条(1)に規定する復旧費に算入するものとします。
- (2) (1)の規定に基づき、復旧費に算入される額は、保険証券記載の額を限度として、その航空貨物輸送運賃からその20%相当額を差し引いた額とします。

第2条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

27 メインテナンス期間に関する特約条項（ビジット・メインテナンス）

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、この特約条項に従い、建設工事保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2章第1条（保険金を支払う場合）および普通約款第3章第1条（保険責任の始期および終期）の規定にかかわらず、メインテナンス期間中に、被保険者（発注者を除きます。以下同様とします。）が工事の請負契約書に従って行う修補作業（以下「修補作業」といいます。）中に発生した、修補作業の拙劣または過失による不測かつ突発的な事故によって引渡しの完了した保険の目的について生じた損害に対して、損害保険金を支払います。
- (2) (1)に規定する「メインテナンス期間」は、工事の目的物の引渡しの時（工事の目的物の引渡しを要しない場合は、その工事が完了した時とします。）に始まり、保険証券記載のメインテナンス期間が経過した時または請負契約上の保証責任期間の終期のいずれか早い時に終わります。

第2条（引渡期日の延期）

- (1) 普通約款第3章第2条（保険期間の延長）(1)の規定にかかわらず、保険の目的の引渡しの時が保険証券記載の引渡期日（以下「引渡期日」といいます。）後となることが明らかになった場合は、保険契約者は、その都度、引渡期日到来前に、書面をもってその旨を当会社に申し出て、引渡期日の延期および保険期間の延長につき承認の請求をしなければなりません。
- (2) (1)の承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、延長後の保険料と延長前の保険料の差額を追加保険料として請求することができます。
- (3) 普通約款第3章第2条（保険期間の延長）(3)の規定にかかわらず、当会社が(2)の追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、延期前の引渡期日から追加保険料領収または延期後の引渡期日到来のいずれか早い時までの間に発生した事故によって、引渡期日が延期となる保険の目的に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。なお、個別引渡しの場合は、当会社は、個別に引き渡される保険の目的ごとにこの規定を適用します。
- (4) 総括契約に関する特約条項が付帯される保険契約の場合は、(1)から(3)までの規定を適用しません。

第3条（保険金を支払わない場合）

第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、当会社は、普通約款第2章第2条（保険金を支払わない場合）およびこの保険契約に付帯された他の特約条項に定める保険金を支払わない場合のほか、被保険者が法律上または工事の請負契約上発注者に対し自己の費用で復旧すべき責めを負わない損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（控除額）

この特約条項にかかわる控除額は、損害の額の20%または保険証券記載の額のいずれか高い額とします。

第5条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款および付帯される他の特約条項の規定を準用します。

28 メンテナンス期間に関する特約条項 (エクステンデッド・メンテナンス)

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、この特約条項に従い、建設工事保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2章第1条（保険金を支払う場合）および普通約款第3章第1条（保険責任の始期および終期）の規定にかかわらず、メンテナンス期間中に、不測かつ突発的な次の①および②に掲げる事故によって引渡しの完了した保険の目的に生じた損害に対して、保険金を支払います。
- ① 被保険者（発注者を除きます。以下同様とします。）が工事の請負契約書に従って行う修補作業（以下「修補作業」といいます。）中に発生した、修補作業の拙劣または過失による事故
 - ② 引渡しの完了した保険の目的についてその引渡し前の工事期間中に工事現場において発生した施工の欠陥による事故
- (2) (1)に規定する「メンテナンス期間」は、工事の目的物の引渡しの時（工事の目的物の引渡しを要しない場合は、その工事が完了した時とします。）に始まり、保険証券記載のメンテナンス期間が経過した時または請負契約上の保証責任期間の終期 whichever is earlier に終わります。

第2条（引渡期日の延期）

- (1) 普通約款第3章第2条（保険期間の延長）(1)の規定にかかわらず、保険の目的物の引渡しの際に保険証券記載の引渡期日（以下「引渡期日」といいます。）後となるということが明らかになった場合は、保険契約者は、その都度、引渡期日到来前に、書面をもってその旨を当会社に申し出て、引渡期日の延期および保険期間の延長につき承認の請求をしなければなりません。
- (2) (1)の承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、延長後の保険料と延長前の保険料の差額を追加保険料として請求することができます。
- (3) 普通約款第3章第2条（保険期間の延長）(3)の規定にかかわらず、当会社が(2)の追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、延期前の引渡期日から追加保険料領収または延期後の引渡期日到来のいずれか早い時までの間に発生した事故によって、引渡期日が延期となる保険の目的に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。なお、個別引渡しの場合は、当会社は、個別に引き渡される保険の目的ごとにこの規定を適用します。
- (4) 総括契約に関する特約条項が付帯される保険契約の場合は、(1)から(3)までの規定を適用しません。

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、当会社は、普通約款第2章第2条（保険金を支払わない場合）およびこの保険契約に付帯された他の特約条項に定める保険金を支払わない場合のほか、次の①から③までのいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者が、法律上または工事の請負契約上発注者に対し自己の費用で復旧すべき責めを負わない損害
 - ② 保険契約者、被保険者または工事現場責任者が事故発生前に既に知り、もしくは重大な過失により知らなかった引渡しの完了した保険の目的の施工の欠陥に起因する事故によって生じた損害
 - ③ 消耗、摩耗、腐食、浸食、劣化の損害およびこれらに起因してその部分に生じた損害
- (2) 当会社は、次の①または②の事由によって生じた損害（これらの事由によって発生または拡大した損害を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。
- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ② 暴風雨、高潮、洪水、氾濫、落雷、冷害、氷害、雪害またはこれらに類似的な自然現象

第4条（控除額）

この特約条項にかかわる控除額は、損害の額の20%または保険証券記載の額のいずれか高い額とします。

第5条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款および付帯される他の特約条項の規定を準用します。

29 荷卸危険担保特約条項

第1条（保険責任の始期）

当会社は、この特約条項に従い、建設工事保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3章第1条（保険責任の始期および終期）(1)の規定にかかわらず、保険証券記載の

保険の目的についての当会社の保険責任は、工事現場において輸送用具からその保険の目的の荷卸作業を開始した時をもって始まるものとします。

第2条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

30 復旧費単価上昇担保特約条項

第1条（損害の額の算定）

- (1) 当会社は、この特約条項に従い、建設工事保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2章第5条（損害の額の算定）(2)の規定にかかわらず、同条(1)に規定する復旧費について、保険の目的に損害が発生した地および時における積算単価（物価上昇による差額および資材等の再購入単価の増額分を加味した単価）または労務費が請負金額記載の積算単価を超える場合には、請負金額記載の積算単価ではなく、保険の目的に損害が発生した地および時における積算単価を基礎として算出します。ただし、費目ごとに、請負金額記載の積算単価の保険証券記載の割合を限度とします。
- (2) (1)の復旧費の算定にあたり、物価上昇および労務費の影響については日本国の公的機関の公表する指数を基準とします。

第2条（残存物がある場合の損害の額の算定）

この特約条項に従い、普通約款第2章第5条（損害の額の算定）(4)の規定中、「(1)から(3)まで」とあるのを「(1)から(3)までおよび復旧費単価上昇担保特約条項第1条（損害の額の算定）」と読み替えます。

第3条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

31 求償権不行使に関する特約条項

第1条（求償権の不行使）

当会社は、この特約条項に従い、建設工事保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3章第17条（代位）の規定にかかわらず、損害に対して保険金を支払うことによって被保険者より当会社に移転した保険証券記載の者に対する求償権については、これを行使しないものとします。ただし、その損害がこれらの者の故意または重大な過失によって生じたものである場合はこの規定を適用しません。

第2条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

39 通知方法に関する特約条項

第1条（通知）

当会社は、この特約条項により、総括契約に関する特約条項（工事トリプルガード・ダブルガード・シングルガード用）（以下「総括特約」といいます。）第8条（通知）(1)を「保険契約者は、対象工事を1か月ごとに取りまとめ、各月末日を締切日として、所定の通知書に従い、締切日後15日以内に当会社へ通知しなければならない」と読み替えます。また、この保険契約との継続性のある前年度以前の保険契約において既に通知されている対象工事については、この保険契約において既に通知されたものとみなします。」と読み替えるものとします。

第2条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、建設工事保険普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

42 支給材担保追加特約条項

第1条（支給材の取扱い）

- (1) 当会社は、この特約条項に従い、工事の目的物に関する特約条項（以下「工事目的物特約」といいます。）第2章建築・設備工事に関する条項第10条（支給材の取扱い）および工事目的物特約第3章土木工事に関する条項第12条（支給材の取扱い）の規定を適用しません。
- (2) 総括契約に関する特約条項（工事トリプルガード・ダブルガード・シングルガード用）第5条（保険金額）を「保険金額は、対象工事ごとに、普通約款第2章第4条（保険金額）に規定する請負金額によって定めます。」と読み替えるものとします。

第2条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、建設工事保険普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

43 保険料の確定に関する特約条項

第1条 (確定精算の省略)

当会社は、この特約条項に従い、この特約条項が付帯された保険契約においては、総括契約に関する特約条項（工事トリプルガード・ダブルガード・シングルガード用）（以下「総括特約」といいます。）第10条（確定保険料および保険料の精算）に規定する保険料の精算を行わないものとします。

第2条 (読み替え規定)

この特約条項においては、建設工事保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）およびこの保険契約に付帯された他の特約条項を下表のとおり読み替えて適用します。

読み替え前の規定	読み替え後の規定
① 総括特約第6条（暫定保険金額）	「保険契約締結時において把握可能な最近会計年度の対象工事の年間完成工事高（消費税を含んだ金額とします。）を、総保険金額とします。」
② 総括特約中「暫定保険金額」	「総保険金額」
③ 総括特約第10条（確定保険料および保険料の精算）(2)	「(1)の確定保険料は、総保険金額に基づき計算します。」
④ 普通約款、総括特約、および請負業者特約条項中「保険証券記載の工事」	「対象工事の請負契約書、注文書またはこれらに類するものに記載の工事」
⑤ 普通約款および総括特約中「保険証券記載の工事現場」	「対象工事の請負契約書、注文書またはこれらに類するものに記載の工事現場」

第3条 (適用しない規定)

この特約条項においては、次の①から⑧までの規定を適用しません。

- ① 総括特約第8条（通知）
- ② 総括特約第9条（通知の遅滞・脱漏）
- ③ 総括特約第10条（確定保険料および保険料の精算）(3)
- ④ 総括特約第12条（保険金の支払額）
- ⑤ 総括特約第14条（「J」V工事の取扱い）①の「（ただし、記名被保険者がその工事のスポンサーの場合で、その工事に関する保険金額がその工事全体の請負金額に基づき通知されている場合は、この号の規定は適用しません。）」
- ⑥ 総括特約第14条②の「（ただし、記名被保険者がその工事のスポンサーの場合で、その工事に関する保険金額が全体の請負金額に基づき通知されている場合はこの号の規定は適用しません。）」
- ⑦ 総括特約第14条③
- ⑧ 総括特約第16条（読み替え規定）①から③まで

第4条 (保険料の返還)

総括特約第11条（確定保険料および保険料の精算の特則―解除の場合）(1)の規定にかかわらず、同項に規定する解除の場合は、当会社は、次の算式によって算出した保険料を返還します。

$$\text{解除前の保険料} \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数 (注)}}{12} \right)$$

(注) 月数
1か月に満たない期間は1か月とします。

第5条 (比例てん補)

(1) 保険証券記載の総保険金額が、実際の完成工事高より低い場合は、当会社は、この保険契約によって支払うすべての保険金を次の算式によって算出し、支払います。

$$\text{この保険契約によって支払うべき保険金の額} \times \frac{\text{保険証券記載の総保険金額}}{\text{実際の完成工事高}}$$

(2) (1)の場合において、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約がある場合は、(1)の規定を適用しません。またこの場合、次の①から④までのそれぞれの金額を、次の算式によって算出した金額に置き換えて、それぞれの規定を適用します。

$$\text{次の①から④までのそれぞれの金額} \times \frac{\text{保険証券記載の総保険金額}}{\text{実際の完成工事高}}$$

- ① 普通約款第2章第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(1)における「支払責任額」（ただし、この保険契約によって支払うものにかぎりませ。）
- ② 普通約款第2章第7条(2)における「前条の規定により算出された損害保険金の額」
- ③ 賠償責任担保特約条項第12条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）における「支払責任額」（ただし、この保険契約によって支払うものにかぎりませ。）
- ④ 労働災害担保特約条項第11条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）における「支払責任額」（ただし、この保険契約によって支払うものにかぎりませ。）

第6条 (準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

43 保険料の確定に関する特約条項

第1条 (確定精算の省略)

この特約条項が付帯された保険契約においては、総括契約に関する特約条項（以下「総括特約」といいます。）第8条（確定保険料および保険料の精算）に規定する確定保険料の計算および保険料の精算を行わないものとします。

第2条 (対象工事)

総括特約第1条（総則）において、「着工する」とあるのを、「行う」と読み替えて適用するものとします。

第3条 (保険責任期間)

- (1) この特約条項が付帯された保険契約においては、総括特約第2条（保険責任期間）の規定を適用しません。
- (2) 当会社の保険責任は、対象工事ごとに、その工事の着工の時（工事用材料および工事用仮設材については、工事現場において輸送用員からその荷卸しが完了した時）に始まるものとします。ただし、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）が開始した時（以下「保険始期」といいます。）において既に着工されている工事については、保険始期に保険責任が始まるものとします。
- (3) 当会社の保険責任は、対象工事ごとに、その工事の目的物の引渡しの時（工事の目的物の引渡しを要しない場合は、その工事が完了した時）に終わるものとします。ただし、保険期間が終了した時（以下「保険終期」といいます。）においても継続している工事については、保険終期に保険責任が終わるものとします。
- (4) この特約条項が付帯された保険契約が解除の場合は、総括特約第9条（確定保険料および保険料の精算の特則―解除の場合）の規定にかかわらず、当会社の保険責任の終期は(3)に定める時または解除の時のいずれか早い時とします。

第4条 (保険金額)

総括特約第3条（保険金額）の規定にかかわらず、建設工事保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）における保険金額は、対象工事ごとに、請負契約金額によって定めま。

第5条 (総保険金額)

- (1) この特約条項が付帯された保険契約においては、総括特約第4条（暫定保険金額）の規定を適用しません。
- (2) 保険契約締結時において把握可能な最近会計年度の対象工事の年間完成工事高（消費税を含んだ金額とします。）を総保険金額とします。

第6条 (保険料)

- (1) 総括特約第5条（暫定保険料）(1)の規定にかかわらず、前条に規定する総保険金額に基づき、所定の保険料を計算し、保険契約者はこれを当会社を支払うものとします。
- (2) 同条(2)および第3条（保険責任期間）(2)の規定にかかわらず、当会社は、保険期間が始まった後でも、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第7条 (通知)

この特約条項が付帯された保険契約においては、総括特約第6条（通知）および総括特約第7条（通知の遅滞・脱漏）の規定を適用しません。

第8条 (保険料の返還)

総括特約第9条（確定保険料および保険料の精算の特則―解除の場合）の規定にかかわらず、保険契約が解除の場合は、当会社は、次の算式によって算出した保険料を返還します。

$$\text{解除前の保険料} \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数 (注)}}{12} \right)$$

- (注) 月数
1 か月に満たない期間は1 か月とします。

第9条 (保険金の支払額)

(1) 保険証券記載の総保険金額が、実際の完成工事高より低い場合は、当会社は、この保険契約によって支払うすべての保険金を次の算式によって算出し、支払います。

$$\text{この保険契約によって支払うべき保険金の額} \times \frac{\text{保険証券記載の総保険金額}}{\text{実際の完成工事高}}$$

(2) (1)の場合において、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約がある場合は、(1)の規定を適用しません。またこの場合、次の①および②のそれぞれの金額を、次の算式によって算出した金額に置き換えて、それぞれの規定を適用します。

$$\text{次の①および②のそれぞれの金額} \times \frac{\text{保険証券記載の総保険金額}}{\text{実際の完成工事高}}$$

- ① 普通約款第2章第7条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額) (1)における「支払責任額」(ただし、この保険契約によって支払うものにかぎります。)
- ② 普通約款第2章第7条(2)における「前条の規定により算出された損害保険金の額」

第10条 (準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

49 被保険者に関する特約条項(1)

第1条 (被保険者の範囲)

この保険契約における被保険者とは、保険の目的にかかわる次の①から⑥までの工事関係者をいいます。

- ① 保険証券記載の施工者
- ② ①のすべての下請負人
- ③ 保険証券記載の工事の発注者
- ④ 保険証券記載の工事が下請工事である場合、その工事の元請負人 (その元請負人が行う工事が下請工事である場合は、その工事の元請負人も含みます。以下これに準じます。)
- ⑤ 保険の目的にリース物件が含まれる場合はそのリース業者
- ⑥ 保険証券記載の被保険者 (ただし、①から⑤までの者を除きます。)

第2条 (保険金の請求手続)

当会社が前条の被保険者の損害に対して保険金を支払う場合は、保険契約者は、可能なかぎりその被保険者の保険金支払いの請求をとりまとめて行うものとしします。

第3条 (求償権の不行使)

当会社が保険金を支払う場合において、その損害について被保険者が第1条 (被保険者の範囲) ①から⑥までに該当する他の被保険者に対する求償権を有するときは、当会社はその損害に対して保険金を支払うことによって代位するその求償権を行使しません。ただし、その損害が他の被保険者の故意または重大な過失によって生じたものである場合は、この規定を適用しません。

第4条 (準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、建設工事保険普通保険約款の規定を準用します。

54 建工ワイド特約条項

第1条 (特約条項の趣旨)

当会社は、この保険契約において、建設工事保険普通保険約款 (以下「普通約款」といいます。) の各規定を、この特約条項に従い、変更して適用します。

第2条 (水災および雪災危険担保)

(1) 当会社は、この特約条項に従い、普通約款第2章第2条 (保険金を支払わない場合) (3)の規定にかかわらず、高潮、洪水、内水氾濫または豪雨による土砂崩れ・落石によって保険の目的について生じた損害に対して、損害保険金を支払います。

(2) 当会社は、この特約条項に従い、普通約款第2章第2条 (保険金を支払わない場合) (1)③の規定にかかわらず、自然変象に伴う寒気、霜、氷または雪災によって不測かつ突発的に保険の目的について生じた損害に対して、損害保険金を支払います。

(3) 当会社は、普通約款第2章第5条 (損害の額の算定) (3)に掲げる費用のほか、除雪費用を復旧費に含みません。ただし、損害の生じた保険の目的を復旧するために直接要する費用に

ついては、この規定を適用しません。

(4) 普通約款第2章第2条 (保険金を支払わない場合) (1)②の規定中、「風災または^{ひょう}雪災」とあるのを、「風災、^{ひょう}雪災、高潮、洪水、内水氾濫、豪雨による土砂崩れ・落石、または雪災」と読み替えるものとしします。

(5) (1)または(2)の場合において、当会社は、防災または緊急避難に必要な処置によって保険の目的について生じた損害に対しても、損害保険金を支払います。

(6) 当会社は、(1)または(2)において損害保険金を支払う場合には、普通約款第2章第1条 (保険金を支払う場合) (2)および(3)ならびに普通約款第3章第16条 (損害防止義務および損害防止費用) (3)の規定は、適用しません。

第3条 (特別費用担保)

当会社は、この特約条項に従い、普通約款第2章第5条 (損害の額の算定) (2)の規定にかかわらず、保険の目的を復旧するために要した急行貨物割増運賃(航空貨物運賃を除きます。)、残業・休日出勤および夜間勤務による割増賃金を同条(1)に規定する復旧費に含めるものとしします。

第4条 (保険の目的以外のものの原状復旧費用担保)

当会社は、普通約款およびこの特約条項において支払われるべき事由により保険の目的について損害が発生し、その保険の目的の修理のため、保険の目的以外のものの取りこわしを必要とする場合は、それを取りこわし直前の状態に復旧するために要する費用を普通約款第2章第5条 (損害の額の算定) (1)に規定する復旧費に含めるものとしします。ただし、1回の事故につき300万円を限度としします。

第5条 (残存物取付け費用保険金の限度額)

当会社は、普通約款およびこの特約条項に従い損害保険金 (第2条 (水災および雪災危険担保) において支払われるものを除きます。) が支払われる場合には、普通約款第2章第6条 (保険金の支払額) (3)の規定にかかわらず、普通約款第2章第1条 (保険金を支払う場合) (1)の損害保険金の10%に相当する額を限度とし、残存物取付け費用の額を同条(2)の残存物取付け費用保険金として、支払います。

第6条 (臨時費用保険金の限度額)

当会社は、普通約款およびこの特約条項に従い損害保険金 (第2条 (水災および雪災危険担保) において支払われるものを除きます。) が支払われる場合には、普通約款第2章第6条 (保険金の支払額) (4)ただし書の規定にかかわらず、1回の事故につき500万円を限度とし、普通約款第2章第1条 (保険金を支払う場合) (1)の損害保険金の20%に相当する額を、同条(3)の臨時費用保険金として、支払います。

第7条 (一部使用火災危険担保)

(1) 当会社は、この特約条項に従い、普通約款第2章第2条 (保険金を支払わない場合) (4)③の規定にかかわらず、保険の目的である工事の目的物が保険証券に記載された工事以外の用途に使用された場合において、その使用による火災、破裂または爆発 (破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。) によってその部分に生じた損害に対して、損害保険金を支払います。

(2) 当会社は、(1)の損害がその使用部分を使用する者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた場合には、保険金を支払いません。

第8条 (荷卸危険担保)

(1) 当会社は、この特約条項に従い、普通約款第3章第1条 (保険責任の始期および終期) (1)の規定にかかわらず、保険の目的である工事用材料および工事用仮設材について、工事現場において輸送用具から荷卸作業中に不測かつ突発的な事故によって生じた損害に対して損害保険金を支払います。

(2) 普通約款第2章第7条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額) の規定にかかわらず、(1)の損害に対して支払うべき他の保険契約または共済契約 (この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じであるものをいいます。以下「他の保険契約等」といいます。) がある場合は、当会社は、普通約款第2章第6条 (保険金の支払額) の規定による損害保険金の額から、他の保険契約等においてこの保険がないものとして算出した損害保険金の額を差し引いた額を損害保険金として、支払います。

第9条 (工事施工者による資材等運搬危険担保)

(1) 当会社は、この特約条項に従い、普通約款第3章第1条 (保険責任の始期および終期) (1)の規定にかかわらず、保険の目的である工事用材料および工事用仮設材について、被保険者である保険証券記載の工事施工者 (以下「施工者」といいます。) が所有、使用または管理する資材置場、工場、作業場等 (以下「出発地」といいます。) において輸送用具に積み込みを完了した時から工事現場において輸送用具から荷卸作業を開始した時までの運搬中 (以下「運搬中」といいます。) に不測かつ突発的な事故によって生じた損害に対して損害保険金を支払います。ただし、この積み込み完了後の運搬が施工者によって行われない場合は、

この規定を適用しません。

- (2) 当社は、普通約款第2章第2条（保険金を支払わない場合）に規定する保険金を支払わない損害のほか、次の①または②の事由によって生じた損害に対しては、(1)の損害保険金を支払いません。
- ① 荷づくりの欠陥に起因して生じた損害
- ② 輸送用具、運搬方法または運搬に従事する者が運搬開始（出発地と工事現場の間で運搬を中断した場合における、中断後の運搬再開を含みます。）の当時、保険の目的である工事用材料および工事用仮設材を安全に運搬するのに必要な資格を有していなかったことによる損害。ただし、保険契約者、施工者またはこれらの者の使用人がいずれもその事実を知らず、かつ、知らなかったことについて重大な過失がなかった場合は、この規定を適用しません。
- (3) 当社が(1)に規定する損害に対して保険金を支払う場合、普通約款第2章第6条（保険金の支払額）(1)に規定する損害保険金および同条(2)に規定する「前条の規定による損害の額－控除額」については、1回の事故につき100万円を限度とします。
- (4) 普通約款第2章第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、(1)の損害に対して支払うべき他の保険契約等がある場合は、当社は、普通約款第2章第6条（保険金の支払額）の規定による損害保険金の額から、他の保険契約等においてこの保険がないものとして算出した損害保険金の額を差し引いた額を損害保険金として、支払います。

第10条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

55 雪災危険担保特約条項

第1条（雪災危険担保）

- (1) 当社は、この特約条項に従い、建設工事保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2章第2条（保険金を支払わない場合）(1)③の規定にかかわらず、自然現象に伴う寒気、霜、水または雪災によって不測かつ突発的に保険の目的について生じた損害に対して、損害保険金を支払います。
- (2) 当社は、この特約条項に従い、普通約款第2章第2条（保険金を支払わない場合）(1)②の規定にかかわらず、保険の目的または保険の目的を収容する建物の外側の部分（外壁、屋根、開口部等をいいます。）が雪災によって破損したために、風、雨、雪もしくは砂塵その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入によって保険の目的に生じた損害に対して、損害保険金を支払います。
- (3) 当社は、普通約款第2章第5条（損害の額の算定）(3)に掲げる費用のほか、除雪費用を復旧費に含みません。ただし、損害の生じた保険の目的を復旧するために直接要する費用については、この規定を適用しません。
- (4) (1)または(2)の場合において、当社は、防災または緊急避難に必要な処置によって保険の目的について生じた損害に対しても、損害保険金を支払います。
- (5) 当社は、(1)または(2)において損害保険金を支払う場合には、普通約款第2章第1条（保険金を支払う場合）(2)および(3)ならびに普通約款第3章第16条（損害防止義務および損害防止費用）(3)の規定は、適用しません。

第2条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

57 工事施工者による資材等運搬危険担保特約条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、この特約条項に従い、建設工事保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3章第1条（保険責任の始期および終期）(1)の規定にかかわらず、保険の目的である工事用材料および工事用仮設材について、被保険者である保険証券記載の工事施工者（以下「施工者」といいます。）が所有、使用または管理する資材置場、工場、作業場等（以下「出発地」といいます。）において輸送用具に積み込みを完了した時から工事現場において輸送用具から荷卸作業を開始した時までの運搬中（以下「運搬中」といいます。）に不測かつ突発的な事故によって生じた損害に対して損害保険金を支払います。ただし、この積み込み完了後の運搬が施工者によって行われない場合は、この規定を適用しません。
- (2) 当社は、普通約款第2章第2条（保険金を支払わない場合）に規定する保険金を支払わない損害のほか、次の①または②の事由によって生じた損害に対しては、(1)の損害保険金を支払いません。

- ① 荷づくりの欠陥に起因して生じた損害
- ② 輸送用具、運搬方法または運搬に従事する者が運搬開始（出発地と工事現場の間で運搬を中断した場合における、中断後の運搬再開を含みます。）の当時、保険の目的である工事用材料および工事用仮設材を安全に運搬するのに必要な資格を有していなかったことによる損害。ただし、保険契約者、施工者またはこれらの者の使用人がいずれもその事実を知らず、かつ、知らなかったことについて重大な過失がなかった場合は、この規定を適用しません。
- (3) 当社が(1)に規定する損害に対して保険金を支払う場合、普通約款第2章第6条（保険金の支払額）(1)に規定する損害保険金および同条（保険金の支払額）(2)に規定する「前条の規定による損害の額－控除額」については、1回の事故につき100万円を限度とします。
- (4) 普通約款第2章第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、(1)の損害に対して支払うべき他の保険契約等がある場合は、普通約款第2章第6条（保険金の支払額）の規定による損害保険金の額から、他の保険契約等においてこの保険がないものとして算出した損害保険金の額を差し引いた額を損害保険金として、支払います。

第2条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

58 保険の目的以外のものの原状復旧費用担保特約条項

第1条（保険の目的以外のものの原状復旧費用担保）

当社は、建設工事保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）において支払われるべき事由により保険の目的について損害が発生し、その保険の目的の修理のため、保険の目的以外のものの取りこわしを必要とする場合は、それを取りこわし直前の状態に復旧するために要する費用を普通約款第2章第5条（損害の額の算定）(1)に規定する復旧費に含めるものとします。ただし、1回の事故につき300万円を限度とします。

第2条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

59 保険金額に関する特約条項(3)

第1条（保険金額）

当社は、この特約条項に従い、建設工事保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）に請負金額とあるのを、保険の目的の出積引前の見積額と読み替えます。

第2条（復旧した場合の保険金の支払額）

当社は、普通約款第2章第6条（保険金の支払額）(1)の規定にかかわらず、普通約款第2章第5条（損害の額の算定）の規定による損害の額が保険の目的の請負契約金額を超える場合は、損害の生じた保険の目的を損害発生直前の状態に復旧したときにかぎり、その超えた額に対して保険金を支払います。ただし、1回の事故につき、保険金額をもって限度とします。

第3条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

60 テロ危険等不担保特約条項

第1条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、この特約条項が付帯された保険契約においては、普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）および付帯された他の特約条項の規定にかかわらず、直接であると間接であるとを問わずテロ行為（政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが、その主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。）によって、またはテロ行為の結果として生じた損害、損失、費用もしくは身体の障害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当社は、この特約条項が付帯された保険契約においては、普通約款および付帯された他の特約条項の規定にかかわらず、情報（プログラム、ソフトウェアおよびデータ）のみに生じた損害、またはその損害を受けた結果生じた損害、損失もしくは費用に対しては、保険金を支払いません。

第2条（適用の範囲）

前条の規定にかかわらず、普通約款に規定する保険金額に該当する保険証券記載の額（総括契約に関する特約条項が付帯されている場合は、その特約条項に規定する保険金額をいいます。）が15億円未満の場合は、前条(1)の規定は適用しません。

第3条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

CY サイバー攻撃等不担保特約条項

第1条（用語の定義）

用 語	定 義
悪意のあるコード	コンピュータウィルス、トロイの木馬、キーロガー、スパイウェア、アドウェア、ワーム、ロジックボム等の有害なソフトウェアをいいます。
コンピュータシステム	コンピュータ、無線・モバイル通信機器、入力・出力機器、データ記憶機器等のハードウェアまたはソフトウェアをいい、これらをつなぐ通信用回線を含みます。
サイバー攻撃等	次の①から⑤に掲げる行為が実施されることをいいます。 ① コンピュータシステム上の電子データまたはソフトウェアの盗難、改ざんまたは破壊 ② コンピュータシステムに対する不正なアクセスおよび使用等 ③ コンピュータシステムに対するDoS攻撃またはそのアクセスの制限もしくは禁止 ④ コンピュータシステムへの悪意のあるコードの送信 ⑤ その他①から④に類似する行為
ソフトウェア	コンピュータシステムに対して何らかの動作を処理させるための命令、手順等を記述したプログラム、コードまたはアプリケーションをいい、電子データを含みません。
電子データ	電子的方式で記録または保存された情報をいいます。
DoS攻撃	コンピュータシステムがサービスを提供できない状態にすること等を目的とし、コンピュータシステムに対して過剰な負荷をかける意図的な行為をいいます。
不正なアクセスおよび使用等	次の①または②をいいます。 ① コンピュータシステムの正当な使用権限を有さない者によるコンピュータシステムへのアクセスまたはコンピュータシステムの正当な使用権限を有する者によるコンピュータシステムを管理するものにより許可されていない方法によるコンピュータシステムへのアクセス ② コンピュータシステムの正当な使用権限を有さない者によるコンピュータシステムの使用またはコンピュータシステムの正当な使用権限を有する者によるコンピュータシステムを管理するものにより意図された目的以外でのコンピュータシステムの使用

第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、建設工事保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）および付帯された他の特約条項の規定にかかわらず、直接であると間接であるとを問わずサイバー攻撃等の結果として生じた損害、損失または費用に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険の目的に火災、破壊または爆発が生じた場合を除きます。

第3条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

61 総括契約に関する特約条項 （工事トリプルガード・ダブルガード・シングルガード用）

第1条（総 則）

(1) 保険契約者は、保険証券記載の被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）が保険期間内に行う保険証券記載のすべての工事（(2)に規定する工事を除きます。以下「対象工事」といいます。）を、当会社の建設工事保険に付し、当会社は建設工事保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）およびこの保険契約に付帯された他の特約条項ならびにこの特約の規定に従い、保険金を支払います。

(2) (1)にかかわらず、日本国外において行われる工事は、この特約の対象から除外するものとします。

第2条（保険責任期間）

- (1) 普通約款およびこの保険契約に付帯された特約条項における当会社の保険責任は、対象工事ごとに、その工事の着工の時（工事用材料および工事用仮設材については、工事現場において輸送用員からその荷卸しが完了した時）に始まるものとします。ただし、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）が開始した時（以下「保険始期」といいます。）において既に着工されている工事については、保険始期に保険責任が始まるものとします。
- (2) 普通約款およびこの保険契約に付帯された特約条項における当会社の保険責任は、対象工事ごとに、その工事の目的物の引渡しの時（工事の目的物の引渡しを要しない場合は、その工事が完了した時）に終わるものとします。ただし、保険期間が終了した時（以下「保険終期」といいます。）においても継続している工事については、保険終期に保険責任が終わるものとします。
- (3) (1)および(2)にかかわらず、工事の目的物に関する特約条項（以下「工事目的物特約」といいます。）第2章建築・設備工事に関する条項（以下「建工委項」といいます。）第9条（工事施工者による資材等運搬危険担保）または工事目的物特約第3章土木工事に関する条項（以下「土木条項」といいます。）第11条（工事施工者による資材等運搬危険担保）における当会社の保険責任は、各条(1)の規定に従うものとします。ただし、保険期間中にかぎり、
- (4) 賠償責任担保特約条項（以下「賠償特約」といいます。）における当会社の保険責任は、賠償特約第8条（保険責任の始期および終期）の規定に従うものとします。
- (5) 労災災害担保特約条項（以下「労災特約」といいます。）における当会社の保険責任は、保険始期に始まり保険終期に終わるものとします。
- (6) (2)から(5)までにかかわらず、保険契約が失効の場合には、この保険契約は失効した時から効力を失うものとします。

第3条（被保険者の範囲）

この保険契約における被保険者は、適用する約款ごとに下表のとおりとします。

適用する約款	被保険者
① 請負業者特約条項（以下「請賠特約」といいます。）が付帯された賠償特約	記名被保険者およびそのすべての下請負人ならびに工事発注者
② 生産物特約条項（以下「生産物特約」といいます。）が付帯された賠償特約	記名被保険者およびそのすべての下請負人
③ ①または②以外の賠償特約	記名被保険者
④ 労災特約	記名被保険者
⑤ 普通約款およびこの保険契約に付帯された特約条項（①から④までを除きます。）	工事目的物特約第2章 建工委項第13条（被保険者の範囲および求償権不行使）(1)または工事目的物特約第3章 土木条項第14条（被保険者の範囲および求償権不行使）(1)に掲げる者

第4条（労働災害担保特約条項の被用者の範囲）

- 労災特約に規定する被用者の範囲は、次の①から④までに掲げる者とします。
- ① 記名被保険者の正規従業員または臨時雇のうち、この保険契約の対象となる工事の工事現場に専ら従事する者
- ② 記名被保険者の正規従業員または臨時雇のうち、①以外の者でこの保険契約の対象となる工事を遂行するための業務（以下「工事関連業務」といいます。）に従事する者
- ③ 記名被保険者の下請負人またはその正規従業員もしくは臨時雇のうち、この保険契約の対象となる工事の工事現場に専ら従事する者。ただし、下請負人自身については労働者災害補償保険に特別加入している場合にかぎり、
- ④ 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第33条第1号または第2号に該当する記名被保険者（記名被保険者が法人の場合はその事業主および役員）

第5条（保険金額）

普通約款における保険金額は、対象工事ごとに、請負契約金額（以下「請負金額」といいます。）によって定めます。

第6条（暫定保険金額）

保険期間内に着工が予定される対象工事の請負金額の総額を暫定保険金額とします。

第7条（暫定保険料）

- (1) 前条に規定する暫定保険金額に基づき所定の保険料を計算し、保険契約者は、これを暫定

- 保険料として当会社に支払うものとし、
- (2) 普通約款第3章第1条（保険責任の始期および終期）(3)の規定にかかわらず、当会社は、保険期間が始まった後でも、暫定保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第8条（通知）

- (1) 保険契約者は、保険終期の属する月の翌月の末日までに、対象工事を所定の通知書（以下「通知書」といいます。）に従い、当会社に通知しなければなりません。また、この保険契約との継続性のある前年度以前の保険契約において既に通知されている対象工事については、この保険契約において既に通知されたものとみなします。
- (2) 通知書に記載した事項につき変更を生じた場合には、保険契約者は、その都度遅滞なく当会社に対する旨を通知しなければなりません。

第9条（通知の遅滞・脱漏）

- (1) 前条の通知に遅滞または脱漏があった場合は、当会社は、遅滞または脱漏のあった対象工事にかかわる保険の目的について生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ただし、その遅滞または脱漏が保険契約者の故意または重大な過失によるものでなかったことを保険契約者が立証し、その対象工事についてただちに前条に準じて通知し、かつ、当会社がこれを認めた場合はこの規定を適用します。
- (2) 通知の脱漏があった場合は、保険契約者は、異議なくこれに対する保険料を支払うものとし、

第10条（確定保険料および保険料の精算）

- (1) 保険契約者および当会社は、保険期間終了後確定保険料（この保険契約で定められた最低保険料に達しない場合はその最低保険料）を計算し、これと第7条（暫定保険料）に規定する暫定保険料との差額を保険終期の属する月の翌月の末日までに精算するものとし、
- (2) (1)の確定保険料は、保険期間中に着工した対象工事の通知書記載の保険金額の合計額に基づき計算します。
- (3) (1)に規定する確定精算の終了した後に通知書の記載内容に変更があり、保険料の返還または請求の必要が生じた場合には、当会社は、その都度遅滞なく所定の保険料を返還または請求するものとし、

第11条（確定保険料および保険料の精算の特則－解除の場合）

- (1) 普通約款第3章第3条（告知義務）(2)、普通約款第3章第4条（通知義務）(2)、普通約款第3章第8条（重大事由による解除）(1)、普通約款第3章第10条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(2)もしくは普通約款第3章第14条（保険の目的の調査および事故の予防）(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合または普通約款第3章第7条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、前条に規定する確定精算の方法に準じて、解除した時点で確定精算を行うものとし、
- (2) (1)に掲げる解除事由以外の事由により、当会社が保険契約を解除した場合は、前条にかかわらず、確定精算を行わずに、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定に従い、保険料を返還または請求するものとし、

第12条（保険金の支払額）

- (1) 通知書記載の保険金額が第5条（保険金額）に定める保険金額より低い場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を普通約款第2章第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金として、支払います。

$$\left(\text{普通約款第2章第5条（損害の額} - \text{保険証券記載の控除額）} \right) \times \frac{\text{通知書記載の保険金額}}{\text{第5条に定める保険金額}}$$

- (2) 当会社が1回の事故につき支払う普通約款第2章第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金、同条(2)の残存物取付け費用保険金および同条(3)の臨時費用保険金の合計は30億円を超えないものとします。

第13条（下請工事の取扱い）

この特約条項の対象となる工事が記名被保険者にとっての下請工事である場合、普通約款第2章第3条（保険の目的の範囲）に規定する保険の目的に生じた損害については、普通約款第2章第2条（保険金を支払わない場合）に定める場合のほか、法律上または元請負人との請負契約上、被保険者が自己の費用でもってその損害の復旧の責めを負わない場合は保険金を支払いません。

第14条（J V工事の取扱い）

この保険契約の対象となる工事が他の工事業者との共同施工工事（以下「J V工事」といいます。）である場合の取扱いは次の①から③までのとおりとします。

- ① その工事が甲型J V工事（J Vの構成員が一体となり共同施工を行う工事をいいます。）の場合（ただし、記名被保険者がその工事のスポンサーの場合で、その工事に関する保険

金額がその工事全体の請負金額に基づき通知されている場合は、この号の規定は適用しません。）

ア、第5条（保険金額）および第6条（暫定保険金額）ならびに普通約款第2章第6条（保険金の支払額）(2)に「請負金額」とあるのを、「請負金額に、その工事における記名被保険者の請負金額比率を乗じた額」と読み替えるものとし、

イ、当会社が普通約款第2章第3条（保険の目的の範囲）に規定する保険の目的について生じた損害に対して支払う保険金の額は、普通約款第2章第6条および普通約款第2章第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定により算出された額に、その工事における記名被保険者の請負金額比率を乗じた額とします。

ウ、当会社が請賠特約または生産物特約が付帯された賠償特約の規定に基づき支払う保険金の額は、それぞれの特約条項の規定により算出された額に、その工事における記名被保険者の請負金額比率を乗じた額を限度とし、実際に記名被保険者が負担した額とします。

エ、第4条（労働災害担保特約条項の被用者の範囲）③に「記名被保険者」とあるのを「記名被保険者が構成員となる共同企業体」と読み替えるものとし、

② その工事が乙型J V工事（J Vの構成員が工区を分担して施工する工事をいいます。）の場合（ただし、記名被保険者がその工事のスポンサーの場合で、その工事に関する保険金額が全体の請負金額に基づき通知されている場合はこの号の規定は適用しません。）

ア、普通約款第2章第3条(1)①は「通知書記載の工事のうち記名被保険者が施工する工事の目的物」と読み替えるものとし、

イ、第5条および第6条ならびに普通約款第2章第6条(2)に「請負金額」とあるのを、「請負金額に、その工事における記名被保険者の請負金額比率を乗じた額」と読み替えるものとし、

ウ、普通約款第2章第3条(1)②から⑤までに規定する保険の目的に損害が生じた場合で、その保険の目的が記名被保険者が行う工事専用のものでないときの保険金の支払額は、普通約款第2章第6条および普通約款第2章第7条の規定により算出された額に、その工事における記名被保険者の請負金額比率を乗じた額とします。

エ、その工事においては、第16条（読み替え規定）③および④の規定にかかわらず、請賠特約第1条（事故）に「保険証券記載の工事」とあるのを「通知書記載の工事（記名被保険者が施工する範囲にかぎります。）」と、および生産物特約第1条（事故）に「保険証券記載の工事」とあるのを「記名被保険者が行った保険証券記載の工事（記名被保険者が施工する範囲にかぎります。）」と読み替えるものとし、

オ、第4条③に「工事現場」とあるのを「工事現場（記名被保険者の施工する範囲にかぎります。）」と読み替えるものとし、

③ 記名被保険者がJ V工事のスポンサーの場合で、その工事に関する保険金額が全体の請負金額に基づき通知されている場合、第3条（被保険者の範囲）に「記名被保険者」とあるのを「記名被保険者およびJ Vの他の構成員」と読み替えるものとし、

第15条（帳簿の閲覧）

当会社は、必要があると認めた場合は、記名被保険者の帳簿その他関係書類を閲覧することができ、

第16条（読み替え規定）

当会社は、この特約により、普通約款、請賠特約、生産物特約および施設所有管理者特約条項（以下「施設特約」といいます。）をそれぞれ下表のとおり読み替えるものとし、

	読み替え前の規定	読み替え後の規定
①	普通約款中「保険証券記載の工事」	「通知書記載の工事」
②	普通約款中「保険証券記載の工事現場」	「通知書記載の工事現場」
③	請賠特約第1条（事故）中「保険証券記載の工事」	「通知書記載の工事」
④	生産物特約第1条（事故）中「保険証券記載の工事」	「記名被保険者が行った保険証券記載のすべての工事」
⑤	施設特約第1条（事故）中「被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の施設もしくは設備」	「被保険者が工事関連業務を遂行するために所有、使用または管理する施設もしくは設備」
⑥	施設特約第1条中「保険証券記載の業務遂行」	「工事関連業務」

第17条（付帯される特約条項と適用規定）

- (1) この保険契約に生産物特約が付帯されない場合は、この特約条項における生産物特約に関する規定を適用しません。
- (2) この保険契約に賠償特約が付帯されない場合は、この特約条項における賠償特約、請賠特約、生産物特約および施設特約に関する規定を適用しません。
- (3) この保険契約に防災特約が付帯されない場合は、この特約条項における防災特約に関する規定を適用しません。

第18条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

63 工事の目的物に関する特約条項

第1章 共通条項

第1条（各章の適用規定）

当会社は、この特約条項に従い、下表のとおり、保険証券記載の被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）が行う工事の種類ごとに本特約の章を適用します。

工事の種類	適用する章
建築工事または設備工事	第1章 共通条項 第2章 建築・設備工事に関する条項
土木工事	第1章 共通条項 第3章 土木工事に関する条項

第2条（工事種類の定義）

- (1) この特約条項における工事の種類および対象となる工事は下表のとおりとします。

工事の種類	対象となる工事
建築工事	住宅、ビル等の建物の建築工事（増築、改築、内装、改修工事を含まず。）
土木工事	道路工事、舗装工事、上下水道工事、造園工事、土地造成工事、トンネル工事、共同溝工事、河川工事、港湾工事、ダム工事
設備工事	建築工事、土木工事以外の全ての工事

- (2) この保険契約の対象となる工事の種類が複数となる場合、主たる工事（請負金額のうち、直接工事費の内訳金額が最も高い工事等をいいます。）の種類に従い、前条の規定を適用するものとします。
- (3) 当会社は、必要があると認めたときは、この保険契約の対象となる工事の請負金額の内訳明細書もしくはこれに類するものを閲覧することができます。

第3条（準用規定）

この特約条項の第1章共通条項から第3章土木工事に関する条項までのいずれにも定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、建設工事保険普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

第2章 建築・設備工事に関する条項

第1条（特約条項の趣旨）

当会社は、この保険契約において、第1章共通条項の規定に従い、工事の種類が建築工事または設備工事の場合に、建設工事保険普通保険約款（この章において、以下「普通約款」といいます。）およびこの保険契約に付帯された他の特約条項ならびに本章の規定を適用します。

第2条（水災および雪災危険担保）

- (1) 当会社は、この特約条項に従い、普通約款第2章第2条（保険金を支払わない場合）(3)の規定にかかわらず、高潮、洪水、内水氾濫または豪雨による土砂崩れ・落石によって保険の目的について生じた損害に対して、損害保険金を支払います。
- (2) 当会社は、この特約条項に従い、普通約款第2章第2条（保険金を支払わない場合）(1)③の規定にかかわらず、自然変象に伴う寒気、霜、氷または雪災によって不測かつ突発的に保険の目的について生じた損害に対して、損害保険金を支払います。
- (3) 当会社は、普通約款第2章第5条（損害の額の算定）(3)に掲げる費用のほか、除雪費用を

復旧費に含みません。ただし、損害の生じた保険の目的を復旧するために直接要する費用については、この規定を適用しません。

- (4) 普通約款第2章第2条（保険金を支払わない場合）(1)②の規定中、「風災または雪災」とあるのを、「風災、雪災、高潮、洪水、内水氾濫、豪雨による土砂崩れ・落石、または雪災」と読み替えるものとします。
- (5) (1)または(2)の場合において、当会社は、防災または緊急避難に必要な処置によって保険の目的について生じた損害に対しても、損害保険金を支払います。
- (6) 当会社は、(1)または(2)において損害保険金を支払う場合には、普通約款第2章第1条（保険金を支払う場合）(2)および(3)ならびに普通約款第3章第16条（損害防止義務および損害防止費用）(3)の規定は、適用しません。

第3条（特別費用担保）

当会社は、この特約条項に従い、普通約款第2章第5条（損害の額の算定）(2)の規定にかかわらず、保険の目的を復旧するために要した急行貨物割増運賃(航空貨物運賃を除きます。)、残業・休日出勤および夜間勤務による割増賃金を同条(1)に規定する復旧費に含めるものとします。

第4条（保険の目的以外のものの原状復旧費用担保）

当会社は、普通約款およびこの特約条項において担保されるべき事由により保険の目的について損害が発生し、その保険の目的の修理のため、保険の目的以外のものの取りこわしを必要とする場合は、それを取りこわし直前の状態に復旧するために要する費用を普通約款第2章第5条（損害の額の算定）(1)に規定する復旧費に含めるものとします。ただし、1回の事故につき300万円を限度とします。

第5条（残存物取付け費用保険金の限度額）

当会社は、普通約款およびこの特約条項に従い損害保険金（第2条（水災および雪災危険担保）において支払われるものを除きます。）が支払われる場合には、普通約款第2章第6条（保険金の支払額）(3)の規定にかかわらず、普通約款第2章第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金の10％に相当する額を限度とし、残存物取付け費用の額を同条(2)の残存物取付け費用保険金として、支払います。

第6条（臨時費用保険金の限度額）

当会社は、普通約款およびこの特約条項に従い損害保険金（第2条（水災および雪災危険担保）において支払われるものを除きます。）が支払われる場合には、普通約款第2章第6条（保険金の支払額）(4)ただし書の規定にかかわらず、1回の事故につき500万円を限度とし、普通約款第2章第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金の20％に相当する額を、同条(3)の臨時費用保険金として、支払います。

第7条（一部使用火災危険担保）

- (1) 当会社は、この特約条項に従い、普通約款第2章第2条（保険金を支払わない場合）(4)③の規定にかかわらず、保険の目的である工事の目的物が保険証券に記載された工事以外の用途に使用された場合において、その使用による火災、破裂または爆発（破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。）によってその部分に生じた損害に対して、損害保険金を支払います。
- (2) 当会社は、(1)の損害がその使用部分を使用する者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた場合には、保険金を支払いません。

第8条（荷卸危険担保）

- (1) 当会社は、この特約条項に従い、普通約款第3章第1条（保険責任の始期および終期）(1)の規定にかかわらず、保険の目的である工事用材料および工事用仮設材について、工事現場において輸送用具から荷卸作業中に不測かつ突発的な事故によって生じた損害に対して損害保険金を支払います。
- (2) 普通約款第2章第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、(1)の損害に対して支払うべき他の保険契約または共済契約（この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じであるものをいいます。）の章において、以下「他の保険契約等」といいます。）がある場合は、当会社は、普通約款第2章第6条（保険金の支払額）の規定による損害保険金の額から、他の保険契約等においてこの保険がないものとして算出した損害保険金の額を差し引いた額を損害保険金として、支払います。

第9条（工事施工者による資材等運搬危険担保）

- (1) 当会社は、この特約条項に従い、普通約款第3章第1条（保険責任の始期および終期）(1)の規定にかかわらず、保険の目的である工事用材料および工事用仮設材について、被保険者である保険証券記載の工事施工者（この章において、以下「施工者」といいます。）が所有、使用または管理する資材置場、工場、作業場等（この章において、以下「出発地」といいます。）において輸送用具に積み込みを完了した時から工事現場において輸送用具から荷卸作業を開始した時までの運搬中（この章において、以下「運搬中」といいます。）に不測かつ

- 突発的な事故によって生じた損害に対して損害保険金を支払います。ただし、この積み込み完了後の運搬が施工者によって行われない場合は、この規定を適用しません。
- (2) 当社は、普通約款第2章第2条（保険金を支払わない場合）に規定する保険金を支払わない損害のほか、次の①または②の事由によって生じた損害に対しては、(1)の損害保険金を支払いません。
- ① 荷づくりの欠陥に起因して生じた損害
 - ② 輸送用具、運搬方法または運搬に従事する者が運搬開始（出発地と工事現場の間で運搬を中断した場合における、中断後の運搬再開を含みます。）の当時、保険の目的である工事用材料および工事用仮設材を安全に運搬するのに必要な資格を有していなかったことによる損害。ただし、保険契約者、施工者またはこれらの者の使用人がいずれもその事実を知らず、かつ、知らなかったことについて重大な過失がなかった場合は、この規定を適用しません。
- (3) 当社が(1)に規定する損害に対して保険金を支払う場合、普通約款第2章第6条（保険金の支払額）(1)に規定する損害保険金および同条(2)に規定する「前条の規定による損害の額－控除額」については、1回の事故につき、控除額を10万円として計算し、100万円を限度とします。
- (4) 普通約款第2章第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、(1)の損害に対して支払うべき他の保険契約等がある場合は、当社は、普通約款第2章第6条（保険金の支払額）の規定による損害保険金の額（控除額を10万円として計算します。）から、他の保険契約等においてこの保険がないものとして算出した損害保険金の額を差し引いた額を損害保険金として、支払います。

第10条（支給材の取扱い）

- (1) 当社は、普通約款第2章第3条（保険の目的の範囲）(1)①、②および⑤に規定する物のなかに、請負金額に算入されていない支給材料（対象工事を完成するために必要なものにかぎります。この章において、以下「支給材」といいます。）が含まれる場合、支給材を保険の目的に含むものとします。
- (2) 支給材に損害が生じた場合、普通約款第2章第5条（損害の額の算定）に規定する復旧費に、支給材を再取得するために必要な費用（請負金額に算入されている費用は含みません。この章において、以下「支給材復旧費」といいます。）を(1)の対象工事の請負金額の10%または20万円のいずれか高い金額（この章において、以下「支給材限度額」といいます。）を限度に算入するものとします。
- (3) 普通約款第2章第4条（保険金額）に「(注) 支給材料の金額が算入されていない場合はその金額を加算し、保険の目的に含まれない工事の金額が算入されている場合はその金額を控除します。以下「請負金額」といいます。」とあるのを、「(注) 保険の目的に含まれない工事の金額が算入されている場合はその金額を控除します。以下「請負金額」といいます。」と読み替えるものとします。
- (4) 支給材について損害が生じた場合、当社は、下表の「読み替え前の規定」を「読み替え後の規定」との読み替えて普通約款第2章第6条（保険金の支払額）を適用します。

読み替え前の規定	読み替え後の規定
① 普通約款第2章第6条(1)中「保険金額を限度」	「普通約款第2章第4条（保険金額）に定める保険金額に支給材限度額を加算した金額を限度」
② 普通約款第2章第6条(2)中「保険金額をもって限度」	「普通約款第2章第4条（保険金額）に定める保険金額に支給材限度額を加算した金額をもって限度」

第11条（工事用材料単価）

当社は、普通約款第2章第5条（損害の額の算定）(2)の規定にかかわらず、工事用材料の調達単価については、復旧時の市場価格を基礎にして算出するものとします。ただし、請負金額の内訳書を基礎とした場合の金額の120%に相当する額を上回らないものとします。

第12条（特約火災保険調整）

- (1) 当社は、この特約条項に従い、普通約款第2章第2条（保険金を支払わない場合）に規定する保険金を支払わない場合のほか、この保険契約の対象工事に独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等特約火災保険、独立行政法人福祉医療機構承継融資物件等特約火災保険、独立行政法人都市再生機構分譲住宅等特約火災保険、勤労者財産形成融資住宅特約火災保険および沖縄振興開発金融公庫融資住宅等特約火災保険（以下「特約火災保険」といいます。）が付帯された場合、特約火災保険で保険金が支払われる損害に対しては保険金（普通約款第2章第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金、同条(2)の残存物取付け費用保険金お

よび同条(3)の臨時費用保険金をいいます。この条において、以下同様とします。）を支払いません。

(2) 当社は、(1)にかかわらず、この保険契約（この保険契約に付帯された他の特約条項を含みます。）で、特約火災保険がないものとして算出した保険金の額が、特約火災保険により支払われる保険金の額を超える場合は、その超える額に対して保険金を支払います。

第13条（被保険者の範囲および求償権不行使）

- (1) この保険契約における被保険者とは、保険の目的にかかわる次の①から⑥までの工事関係者をいいます。
- ① 保険証券記載の施工者
 - ② ①のすべての下請負人
 - ③ 保険証券記載の工事の発注者
 - ④ 保険証券記載の工事が下請工事である場合、その工事の元請負人（その元請負人が行う工事が下請工事である場合は、その工事の元請負人も含みます。以下これに準じます。）
 - ⑤ 保険の目的にリース物件が含まれる場合はそのリース業者
 - ⑥ 保険証券記載の被保険者（ただし、①から⑤までの者を除きます。）
- (2) 当社が(1)の被保険者の損害に対して保険金を支払う場合は、保険契約者は、可能な限りその被保険者の保険金支払いの請求をとりまとめて行うものとします。
- (3) 当社が保険金を支払う場合において、その損害について被保険者が①(1)から③までに該当する他の被保険者に対する求償権を有するときは、当社はその損害に対して保険金を支払うことによって代位するその求償権を行いません。ただし、その損害が他の被保険者の故意または重大な過失によって生じたものである場合は、この規定を適用しません。

第3章 土木工事に関する条項

第1条（特約条項の趣旨）

当社は、この保険契約において、第1章共通条項の規定に従い、工事の種類が土木工事の場合に、建設工事保険普通保険約款（この章において、以下「普通約款」といいます。）およびこの保険契約に付帯された他の特約条項ならびに本章の規定を適用します。

第2条（保険の目的の範囲）

この保険契約において、普通約款第2章第3条（保険の目的の範囲）(1)②にいうその他の仮工事は次の①から⑨までに掲げる工事をいいます。

- ① 仮橋
- ② 仮栈橋
- ③ 締切工
- ④ 路面覆工
- ⑤ 工用道路
- ⑥ 工用軌道
- ⑦ 仮護岸
- ⑧ 仮排水路
- ⑨ 土取場、土捨場

第3条（支払限度額）

当社は、1回の事故につき、普通約款、この特約条項の他の規定、およびこの特約条項が付帯された保険契約の他の特約条項の規定により算出された当社が支払うべき損害保険金および残存物取付け費用保険金の合計は、保険証券記載の支払限度額を限度とし、当社はこの保険証券記載の支払限度額を超えては保険金を支払いません。さらに、当社の工事ごとこの工事期間中を通じての損害保険金および残存物取付け費用保険金の総計は、保険証券記載の工事期間中通算支払限度額を超えないものとします。

第4条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、普通約款第2章第2条（保険金を支払わない場合）に規定する保険金を支払わない損害のほか、次の①から⑨までに掲げる損害または費用に対しては保険金を支払いません。
- ① 土木工事の設計、施工、材質または製作の欠陥の修理、取替もしくは補強に要した費用またはその他の追加費用。ただし、これらの欠陥によって土木工事の他の部分について生じた損害はこの規定を適用しません。
 - ② 土砂の圧密沈下のため追加して行った埋立、盛土または整地工事の費用
 - ③ 掘削工事に伴う余掘りまたは肌落ちの損害
 - ④ 捨石、被覆石、消波ブロックまたはこれらに類する物の洗掘、沈下または移動によって生じた損害
 - ⑤ 不発爆弾または地雷によって生じた損害
 - ⑥ 矢板、杭、H形鋼、地中壁その他これらに類する物（この章において、以下「矢板等」といいます。）の継目から土砂、水または土砂水が流入した場合の排土・排水費用、清掃費用またはこれらの物の流入を防止するために要する費用。ただし、不測かつ突発的な事故により矢板等に損害が生じたために土砂、水または土砂水が流入した場合はこの規定を適用しません。
 - ⑦ 基礎、支持地盤その他これらに類する物の支持力不足に起因して沈下した保険の目的の位置の矯正に要する費用
 - ⑧ コンクリート部分のひび割れの損害。ただし、不測かつ突発的な外來の作用により生じ

たびび割れについてはこの規定を適用しません。

- ⑨ 矢板、杭、H形鋼その他これらに類する物の打込みもしくは引抜きの際において生じた曲損もしくは破損または引抜き不能の損害
- ⑩ 支保工建込み後に土圧によって生じた支保工、掛矢板その他これらに類する物の変形、歪み等の損害。ただし、落盤、切羽の崩壊等不測かつ突発的な事故により他の保険の目的と同時に損害が発生した場合はこの規定を適用しません。
- ⑪ 土捨場または土取場における土砂崩壊によって生じた損害。ただし、土捨場または土取場における本工事（完成後引渡しを要する工事の目的物をいいます。）について生じた土砂崩壊についてはこの規定を適用しません。
- ⑫ 切土・盛土法面、整地面または自然面の肌落ちもしくは侵食の損害（芝、樹木その他の植物について生じた損害を含みます。）
- ⑬ 芝、樹木その他の植物の枯死（その植物の生命が全く絶たれた状態をいいます。）。ただし、火災によって枯死した場合はこの規定を適用しません。
- ⑭ 排水溝、暗渠、埋設管、排水路、調整池、沈砂池その他これらに類する物（この章において、以下「排水溝等」といいます。）に流入した土砂、水、岩石、草木その他これらに類する物を除去する費用。ただし、排水溝等に損壊が生じた場合はこの規定を適用しません。
- ⑮ 舗装工事またはこれに類する工事における仕上げ表面の波状変形、剥離、ひび割れその他これらに類似の損害
- ⑯ 海水のたまりを除去する費用。ただし、不測かつ突発的な事故により保険の目的に損害が生じた場合はこの規定を適用しません。
- ⑰ 次のア、からウ、までの損害または費用
- ア、シールド機械、推進管、セグメントその他これらに類する物の方向または位置の矯正に要する費用
- イ、シールド機械または推進管の推進不能の損害
- ウ、推進中の推進管の刃口について生じた損害
- ⑱ 次のア、からエ、までの損害または費用
- ア、ケーソンの沈設位置の矯正に要する費用
- イ、ケーソンのひずみ矯正に要する費用
- ウ、ケーソンの沈設不能の損害
- エ、沈設中のケーソンの刃口について生じた損害
- ⑲ 浚渫部または再浚渫部に生じた損害または費用
- (2) 当社は、普通約款第2章第1条（保険金を支払う場合）(3)に規定する臨時費用保険金は支払いません。
- (3) 当社は、普通約款第3章第16条（損害防止義務および損害防止費用）(3)に規定する損害の発生または拡大の防止のために支出した費用については、普通約款第2章第5条（損害の額の算定）の規定による損害の額に含めないものとします。

第5条（残存物取片付費用担保）

当社は、普通約款およびこの特約条項に従い損害保険金（第7条（水災および雪災危険担保）において支払われるものを除きます。）が支払われる場合には、普通約款第2章第6条（保険金の支払額）(3)の規定にかかわらず、普通約款第2章第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害保険金の10％に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を同条(2)の残存物取片づけ費用保険金として、支払います。

第6条（特別費用担保）

当社は、この特約条項に従い、普通約款第2章第5条（損害の額の算定）(2)の規定にかかわらず、保険の目的を復旧するために要した急行貨物割増運賃（航空貨物運賃を除きます。）、残業・休日出勤および夜間勤務による割増賃金を同条(1)に規定する復旧費に含めるものとします。

第7条（水災および雪災危険担保）

- (1) 当社は、この特約条項に従い、普通約款第2章第2条（保険金を支払わない場合）(3)の規定にかかわらず、高潮、洪水、内水氾濫または豪雨による土砂崩れ・落石によって保険の目的について生じた損害に対して、損害保険金を支払います。
- (2) 当社は、この特約条項に従い、普通約款第2章第2条（保険金を支払わない場合）(1)③の規定にかかわらず、自然変象に伴う寒気、霜、氷または雪災によって不測かつ突発的に保険の目的について生じた損害に対して、損害保険金を支払います。
- (3) 当社は、普通約款第2章第5条（損害の額の算定）(3)に掲げる費用のほか、除雪費用を復旧費に含みません。ただし、損害の生じた保険の目的を復旧するために直接要する費用については、この規定を適用しません。
- (4) 普通約款第2章第2条（保険金を支払わない場合）(1)②の規定中、「風災または雪災」と

あるのを、「風災^{ひょう}、雪災^{ひょう}、高潮、洪水、内水氾濫^{はん}、豪雨による土砂崩れ・落石、または雪災」と読み替えるものとします。

- (5) (1)または(2)の場合において、当社は、防災または緊急避難に必要な処置によって保険の目的について生じた損害に対しても、損害保険金を支払います。
- (6) 当社は、(1)または(2)において損害保険金を支払う場合には、普通約款第2章第1条（保険金を支払う場合）(2)および(3)ならびに普通約款第3章第16条（損害防止義務および損害防止費用）(3)の規定は、適用しません。

第8条（保険の目的以外のものの原状復旧費用担保）

当社は、普通約款およびこの特約条項において支払われるべき事由により保険の目的について損害が発生し、その保険の目的の修理のため、保険の目的以外のものの取りこわしを必要とする場合は、それを取りこわし直前の状態に復旧するために要する費用を普通約款第2章第5条（損害の額の算定）(1)に規定する復旧費に含めるものとします。ただし、1回の事故につき300万円を限度とします。

第9条（一部使用火災危険担保）

- (1) 当社は、この特約条項に従い、普通約款第2章第2条（保険金を支払わない場合）(4)③の規定にかかわらず、保険の目的である工事の目的物が保険証券に記載された工事以外の用途に使用された場合において、その使用による火災、破裂または爆発（破裂または爆発は、気体または蒸気の急激な膨脹を伴う破壊またはその現象をいいます。）によってその部分に生じた損害に対して、損害保険金を支払います。
- (2) 当社は、(1)の損害がその使用部分を使用する者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた場合には、保険金を支払いません。

第10条（荷卸危険担保）

- (1) 当社は、この特約条項に従い、普通約款第3章第1条（保険責任の始期および終期）(1)の規定にかかわらず、保険の目的である工事用材料および工事用仮設材について、工事現場において輸送用具から荷卸作業中に不測かつ突発的な事故によって生じた損害に対して損害保険金を支払います。
- (2) 普通約款第2章第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、(1)の損害に対して支払うべき他の保険契約または共済契約（この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じであるものをいいます。この章において、以下「他の保険契約等」といいます。）がある場合は、当社は、普通約款第2章第6条（保険金の支払額）の規定による損害保険金の額から、他の保険契約等においてこの保険がないものとして算出した損害保険金の額を差し引いた額を損害保険金として、支払います。

第11条（工事施工者による資材等運搬危険担保）

- (1) 当社は、この特約条項に従い、普通約款第3章第1条（保険責任の始期および終期）(1)の規定にかかわらず、保険の目的である工事用材料および工事用仮設材について、被保険者である保険証券記載の工事施工者（この章において、以下「施工者」といいます。）が所有、使用または管理する資材置場、工場、作業場等（この章において、以下「出発地」といいます。）において輸送用具に積み込みを完了した時から工事現場において輸送用具から荷卸作業を開始した時までの運搬中（この章において、以下「運搬中」といいます。）に不測かつ突発的な事故によって生じた損害に対して損害保険金を支払います。ただし、この積み込み完了後の運搬が施工者によって行われない場合は、この規定を適用しません。
- (2) 当社は、普通約款第2章第2条（保険金を支払わない場合）に規定する保険金を支払わない損害のほか、次の①または②の事由によって生じた損害に対しては、(1)の損害保険金を支払いません。

① 荷づくりの欠陥に起因して生じた損害

- ② 輸送用具、運搬方法または運搬に従事する者が運搬開始（出発地と工事現場の間で運搬を中断した場合における、中断後の運搬再開を含みます。）の当時、保険の目的である工事用材料および工事用仮設材を安全に運搬するのに必要な資格を有していなかったことによる損害。ただし、保険契約者、施工者またはこれらの者の使用者がいずれもその事実を知らず、かつ、知らなかったことについて重大な過失がなかった場合は、この規定を適用しません。
- (3) 当社が(1)に規定する損害に対して保険金を支払う場合、普通約款第2章第6条（保険金の支払額）(1)に規定する損害保険金、および同条(2)に規定する「前条の規定による損害の額一控除額」については、1回の事故につき、控除額を10万円として計算し、100万円を限度とします。
- (4) 普通約款第2章第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、(1)の損害に対して支払うべき他の保険契約等がある場合は、当社は、普通約款第2章第6条（保険金の支払額）の規定による損害保険金の額（控除額を10万円として計算します。）から、他の保険契約等においてこの保険がないものとして算出した損害保険金の額を差し引いた額を損害保険金として、支払います。

第12条（支給材の取扱い）

- (1) 当会社は、普通約款第2章第3条（保険の目的の範囲）(1)①、②および⑤に規定する物のなかに、請負金額に算入されていない支給材料（対象工事を完成するために必要なものにかぎります。この章において、以下「支給材」といいます。）が含まれる場合、支給材を保険の目的に含むものとします。
- (2) 支給材に損害が生じた場合、普通約款第2章第5条（損害の額の算定）に規定する復旧費に、支給材を再取得するために必要な費用（請負金額に算入されている費用は含みません。この章において、以下「支給材復旧費」といいます。）を(1)の対象工事の請負金額の10%または20万円のいずれか高い金額（この章において、以下「支給材限度額」といいます。）を限度に算入するものとします。
- (3) 普通約款第2章第4条（保険金額）に「(注) 支給材料の金額が算入されていない場合はその金額を加算し、保険の目的に含まれない工事の金額が算入されている場合はその金額を控除します。以下「請負金額」といいます。」とあるのを、「(注) 保険の目的に含まれない工事の金額が算入されている場合はその金額を控除します。以下「請負金額」といいます。」と読み替えるものとします。
- (4) 支給材について損害が生じた場合、当会社は、下表の「読み替え前の規定」を「読み替え後の規定」とのり読み替えて普通約款第2章第6条（保険金の支払額）を適用します。

読み替え前の規定	読み替え後の規定
① 普通約款第2章第6条(1)中「保険金額を限度」	「普通約款第2章第4条（保険金額）に定める保険金額に支給材限度額を加算した金額を限度」
② 普通約款第2章第6条(2)中「保険金額をもって限度」	「普通約款第2章第4条（保険金額）に定める保険金額に支給材限度額を加算した金額をもって限度」

第13条（工事用材料単価）

当会社は、普通約款第2章第5条（損害の額の算定）(2)の規定にかかわらず、工事用材料の調達単価については、復旧時の市場価格を基礎にして算出するものとします。ただし、請負金額の内訳書を基礎とした場合の金額の120%に相当する額を上回らないものとします。

第14条（被保険者の範囲および求償権不行使）

- (1) この保険契約における被保険者とは、保険の目的にかかわる次の①から⑥までの工事関係者をいいます。
- ① 保険証券記載の施工者
 - ② ①のすべての下請負人
 - ③ 保険証券記載の工事の発注者
 - ④ 保険証券記載の工事が下請工事である場合、その工事の元請負人（その元請負人が行う工事が下請工事である場合は、その工事の元請負人も含みます。以下これに準じます。）
 - ⑤ 保険の目的にリース物件が含まれる場合はそのリース業者
 - ⑥ 保険証券記載の被保険者（ただし、①から⑥までの者を除きます。）
- (2) 当会社が(1)の被保険者の損害に対して保険金を支払う場合は、保険契約者は、可能なかぎりその被保険者の保険金支払いの請求をとりまとめて行うものとします。
- (3) 当会社が保険金を支払う場合において、その損害について被保険者が(1)①から③までに該当する他の被保険者に対する求償権を有するときは、当会社はその損害に対して保険金を支払うことによって代位するその求償権を行使しません。ただし、その損害が他の被保険者の故意または重大な過失によって生じたものである場合は、この規定を適用しません。

共同保険に関する特約条項

第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社（以下「引受保険会社」といいます。）による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

- 保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次の①から⑩までの事項を行います。
- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
 - ② 保険料の収納および受領または返還
 - ③ 契約内容の変更の承認または保険契約の解除
 - ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知ならびに通知に基づく保険契約の内容の変更の承認

- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領および譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領および質権の設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の目的その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生 の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ ①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①から⑩までの事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

保険料分割払特約条項（大口）

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
提携金融機関	当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
分割追加保険料	分割して払い込む各回の追加保険料をいいます。
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額をいいます。

第1条（保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこととします。
- (2) 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。ただし、当会社が承認した場合は、保険契約者は、保険契約締結の後、第1回分割保険料を保険料相当額の集金手続を行う最初の集金日の属する月の翌月末までに払い込むことができます。

第2条（第1回分割保険料領収前の事故）

当会社は、保険期間が始まった後であっても、保険契約者が前条(2)の規定に従い第1回分割保険料を払い込まない場合は、前条(2)の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（第2回分割保険料不払の場合の特則）

- (1) 保険契約者が分割保険料を口座振替によって払い込む場合で、第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、第2回分割保険料の払込期日の属する月の翌月の応当日をその第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約条項の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。
- (2) (1)の規定が適用される場合であっても、第3回以降の分割保険料の払込期日は変更しません。

第4条（追加保険料の分割払）

当会社が第8条（保険料の取扱い）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、当会社の定めるところにより、分割して払い込むことができます。この場合、第2回以降の分割追加保険料については、当会社が保険料の請求を行った日以後到来する払込期日に分割保険料とあわせて払い込まなければなりません。

第5条（分割保険料および分割追加保険料不払の場合の免責）

- (1) 保険契約者が第2回以降の分割保険料または分割追加保険料について、払込期日の属する月の翌月末までに、その払込みを怠った場合は、当会社は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 保険契約者が(1)の分割保険料または分割追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」とあるのを「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。

第6条（追加保険料の払込み）

- (1) 当社が第8条（保険料の取扱い）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額または第1回分割追加保険料を遅滞なく払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が第8条（保険料の取扱い）の表の①または②の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 第8条（保険料の取扱い）の表の①または②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、次の①および②に定める時から、追加保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- ① 同条の表の①に該当する場合は、保険期間の初日
- ② 同条の表の②に該当する場合は、通知義務の対象となる事実が発生した時
- (4) 保険契約者が第8条（保険料の取扱い）の表の③の規定による追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、契約内容変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯される他の特約条項に従い、保険金を支払います。
- (注) 追加保険料の支払を怠った場合
当社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にすぎます。

第7条（分割保険料または分割追加保険料不払の場合の解除）

- (1) 当社は、次の①に定めるところにより、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、次の②に定める時から将来に向かってのみその効力を生じます。

① 当社が保険契約を解除できる場合	ア. 払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込まれるべき分割保険料または分割追加保険料の払込みがない場合 イ. 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料または分割追加保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（以下「次回払込期日」といいます。）までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料または分割追加保険料の払込みがない場合
② 解除の効力が生じる時	ア. ①アによる解除の場合は、その分割保険料または分割追加保険料を払い込むべき払込期日 イ. ①イによる解除の場合は、次回払込期日

- (2) 当社は、(1)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。

第8条（保険料の取扱い）

次の①から⑥までのいずれかの事由により保険料の返還または請求を行う場合は、当社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、その事由ごとに次の①から⑥までの保険料を返還または請求します。

	事 由	保険料の返還または請求方法
①	普通保険約款第3章第3条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要がある場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
②	普通保険約款第3章第4条（通知義務）(1)の通知に基づいて、保険料を変更する必要がある場合	
③	①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約内容変更の承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合	

④	この保険契約が解除（注）となった場合（注） 解除 前条(1)の規定により、この保険契約が解除となった場合を除きます。	既に払い込まれた保険料と解除の日までの期間に対する保険料（注）との差額を返還または請求します。 (注) 解除の日までの期間に対する保険料 この保険契約で定められた最低保険料に達しないときは、その最低保険料とします。
⑤	前条(1)の規定により、この保険契約が解除となった場合	既に払い込まれた既経過期間に対応する保険料は返還しません。

第9条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約条項の規定を準用します。

保険料分割払特約条項（一般）

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
提携金融機関	当社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期日	口座振替の方法で払い込む場合は、提携金融機関ごとに当社の定める期日をいい、口座振替以外の方法で払い込む場合は、契約締結の際に指定した期日をいいます。
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額をいいます。

第1条（保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこととします。
- (2) 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。

第2条（第1回分割保険料領収前の事故）

当社は、保険期間が始まった後であっても、保険契約者が前条(2)の規定に従い第1回分割保険料を払い込まない場合は、前条(2)の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険料の払込方法に関する特則）

- (1) 保険契約者は、第2回以降の分割保険料を口座振替の方法により払い込むことができます。この場合は、保険契約締結の際に、次の①および②に定める条件をいずれも満たさなければなりません。
- ① 指定口座が提携金融機関に設定されていること。
- ② 当社に損害保険料口座振替依頼書の提出等がなされていること。
- (2) 払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかねばなりません。

第4条（第2回分割保険料不払の場合の特則）

- (1) 保険契約者が第2回以降の分割保険料を前条(1)に定める口座振替によって払い込む場合で、第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、第2回分割保険料の払込期日の属する月の翌月の応当日をその第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約条項の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。
- (2) (1)の規定が適用される場合であっても、第3回以降の分割保険料の払込期日は変更しません。

第5条（分割保険料不払の場合の免責）

- (1) 保険契約者が第2回以降の分割保険料について、払込期日の属する月の翌月末までに、その払込みを怠った場合は、当社は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

(2) 保険契約者が(1)の分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当社が認めた場合は、当社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。

第6条（第2回以降分割保険料領収前事故の特例）

保険契約者が、事故発生日前に到来した払込期日までに払い込むべき第2回以降の分割保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者または保険金を受け取るべき者が、最初に払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末までに当会社に保険金の支払の請求を行うときは、当社は、保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき分割保険料の全額を払い込んだときにかぎり、その事故に対する保険金を支払います。

第7条（追加保険料の払込み）

- (1) 当社が第9条（保険料の取扱い）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が第9条（保険料の取扱い）の表の①または②の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 第9条（保険料の取扱い）の表の①または②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、次の①および②に定める時から、追加保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- ① 同条の表の①に該当する場合は、保険期間の初日
- ② 同条の表の②に該当する場合は、通知義務の対象となる事実が発生した時
- (4) 保険契約者が第9条（保険料の取扱い）の表の③の規定による追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、契約内容変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯される他の特約条項に従い、保険金を支払います。
- (注) 追加保険料の支払を怠った場合
当社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎりです。

第8条（分割保険料不払の場合の解除）

- (1) 当社は、次の①に定めるところにより、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、次の②に定める時から将来に向かってのみその効力を生じます。

① 当社が保険契約を解除できる場合	ア. 払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合 イ. 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（以下「次回払込期日」といいます。）までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
② 解除の効力が生じる時	ア. ①アによる解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日 イ. ①イによる解除の場合は、次回払込期日

- (2) 当社は、(1)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。

第9条（保険料の取扱い）

次の①から⑤までのいずれかの事由により保険料の返還または請求を行う場合は、当社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、その事由ごとに次の①から⑤までの保険料を返還または請求します。

	事 由	保険料の返還または請求方法
①	普通保険約款第3章第3条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要がある場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
②	普通保険約款第3章第4条（通知義務）(1)の通知に基づいて、保険料を変更する必要がある場合	
③	①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約内容変更の承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合	
④	この保険契約が解除（注）となった場合（注）解除 前条(1)の規定により、この保険契約が解除となった場合を除きます。	既に払い込まれた保険料と解除の日までの期間に対する保険料（注）との差額を返還または請求します。 （注） 解除の日までの期間に対する保険料 この保険契約で定められた最低保険料に達しないときは、その最低保険料とします。
⑤	前条(1)の規定により、この保険契約が解除となった場合	既に払い込まれた既経過期間に対応する保険料は返還しません。

第10条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯される他の特約条項の規定を準用します。

初回保険料の口座振替に関する特約条項

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
初回保険料	保険料をいい、この保険契約に保険料分割払特約が適用されている場合は第1回分割保険料をいいます。
初回保険料払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
提携金融機関	当社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

第1条（特約の適用）

- (1) この特約条項は、保険契約締結の際に、当社と保険契約者との間に、あらかじめ初回保険料を口座振替の方法により払い込むことについての合意がある場合に適用されます。
- (2) この特約条項は、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用します。
- ① 保険契約締結の時に、指定口座が、提携金融機関に設定されていること。
- ② この保険契約の締結および保険契約者から当社への損害保険料口座振替依頼書の提出が、保険期間の初日の前日までになされていること。

第2条（初回保険料の払込み）

- (1) 初回保険料の払込みは、初回保険料払込期日に、指定口座から当社の口座に振り替えることによって行うものとします。
- (2) 初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- (4) 保険契約者が、初回保険料払込期日までにその払込みを怠った場合において、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、初回保険料払込期日の属する月の翌月の応当日をその初回保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第3条（初回保険料払込み前の事故）

- (1) 初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合は、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料を払い込んだ場合は、この特約条項が付帯された普通保険約款およびこれに付帯される他の特約条項に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3) 保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料の払込みを怠った場合において、その払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、この特約条項の規定中「初回保険料払込期日の属する月の翌月末」とあるのを「初回保険料払込期日の属する月の翌々月の25日」と読み替えてこの特約条項の規定を適用します。
- (4) (2)の規定により、被保険者が、初回保険料払込み前の事故について保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当会社に払い込まなければなりません。

第4条（解除－初回保険料不払の場合）

- (1) 当会社は、初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。
- (2) 当会社は、(1)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面によりその旨を通知します。この場合の解除は保険期間の初日から将来に向かってその効力を生じます。
- (3) (1)および(2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料を返還します。

第5条（自動継続契約への不適用）

この特約条項が付帯された契約が、保険契約の継続に関する特約の規定により継続される場合は、継続された保険契約については、この特約条項を適用しません。

第6条（準用規定）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯される他の特約条項の規定を適用します。

工事の目的物に関する特約条項（全国管工事業協同組合連合会用）

第1章 共通条項

第1条（各章の適用規定）

当会社は、この特約条項に従い、下表のとおり、保険証券記載の被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）が行う工事の種類ごとに本特約の章を適用します。

工事の種類	適用する章
建築工事または 設備工事	第1章 共通条項 第2章 建築・設備工事に関する条項
土木工事	第1章 共通条項 第3章 土木工事に関する条項

第2条（工事種類の定義）

（1）この特約条項における工事の種類および対象となる工事は下表のとおりとします。

工事の種類	対象となる工事
建築工事	住宅、ビル等の建物の建築工事（増築、改築、内装、改修工事を 含みます。）
土木工事	道路工事、舗装工事、上下水道工事、造園工事、土地造成工事、 トンネル工事、共同溝工事、河川工事、港湾工事、ダム工事
設備工事	建築工事、土木工事以外の全ての工事 ただし、次の①から⑦までの工事は対象となる工事に含みませ ん。 ①発電用プラント（火力・原子力・水力・風力・地熱等） ②最大出力5メガワット超の太陽光発電設備・装置および太陽光 発電所 ③原子力発電所内の物件 ④電力ケーブル（埋設・架空・海底を問わない。光ファイバーケ ーブルを除く。） ④石油精製・石油化学 ⑤海、湖、沼、池または河川等の水上・水中で行われる工事（海 底パイプライン、海底ケーブル、水上太陽光発電所等） ⑥鉱業の地下設備 ⑦ガスタービン発電機

（2）この保険契約の対象となる工事の種類が複数となる場合、主たる工事（請負金額のうち、直接工事費の内訳金額が最も高
い工事等をいいます。）の種類に従い、前条の規定を適用するものとします。

（3）当会社は、必要があると認めたときは、この保険契約の対象となる工事の請負金額の内訳明細書もしくはこれに類するも
のを閲覧することができます。

第3条（準用規定）

この特約条項の第1章共通条項から第3章土木工事に関する条項までのいずれにも定めのない事項については、この特約条
項の趣旨に反しないかぎり、建設工事保険普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

第2章 建築・設備工事に関する条項

第1条（特約条項の趣旨）

当会社は、この保険契約において、第1章共通条項の規定に従い、工事の種類が建築工事または設備工事の場合に、建設工

事保険普通保険約款（この章において、以下「普通約款」といいます。）およびこの保険契約に付帯された他の特約条項ならびに本章の規定を適用します。

第2条（水災および雪災危険担保）

- （1）当会社は、この特約条項に従い、普通約款第2章第2条（保険金を支払わない場合）（3）の規定にかかわらず、高潮、洪水、内水氾濫または豪雨による土砂崩れ・落石によって保険の目的について生じた損害に対して、損害保険金を支払います。
- （2）当会社は、この特約条項に従い、普通約款第2章第2条（保険金を支払わない場合）（1）③の規定にかかわらず、自然変象に伴う寒気、霜、氷または雪災によって不測かつ突発的に保険の目的について生じた損害に対して、損害保険金を支払います。
- （3）当会社は、普通約款第2章第5条（損害の額の算定）（3）に掲げる費用のほか、除雪費用を復旧費に含みません。ただし、損害の生じた保険の目的を復旧するために直接要する費用については、この規定を適用しません。
- （4）普通約款第2章第2条（保険金を支払わない場合）（1）②の規定中、「風災または雹災」とあるのを、「風災、雹災、高潮、洪水、内水氾濫、豪雨による土砂崩れ・落石、または雪災」と読み替えるものとします。
- （5）（1）または（2）の場合において、当会社は、防災または緊急避難に必要な処置によって保険の目的について生じた損害に対しても、損害保険金を支払います。
- （6）当会社は、（1）または（2）において損害保険金を支払う場合には、普通約款第2章第1条（保険金を支払う場合）（2）および（3）ならびに普通約款第3章第16条（損害防止義務および損害防止費用）（3）の規定は、適用しません。

第3条（特別費用担保）

当会社は、この特約条項に従い、普通約款第2章第5条（損害の額の算定）（2）の規定にかかわらず、保険の目的を復旧するために要した急行貨物割増運賃（航空貨物運賃を除きます。）、残業・休日出勤および夜間勤務による割増賃金を同条（1）に規定する復旧費に含めるものとします。

第4条（保険の目的以外のものの原状復旧費用担保）

当会社は、普通約款およびこの特約条項において担保されるべき事由により保険の目的について損害が発生し、その保険の目的の修理のため、保険の目的以外のものの取りこわしを必要とする場合は、それを取りこわし直前の状態に復旧するために要する費用を普通約款第2章第5条（損害の額の算定）（1）に規定する復旧費に含めるものとします。ただし、1回の事故につき300万円を限度とします。

第5条（残存物取片づけ費用保険金の限度額）

当会社は、普通約款およびこの特約条項に従い損害保険金（第2条（水災および雪災危険担保）において支払われるものを除きます。）が支払われる場合には、普通約款第2章第6条（保険金の支払額）（3）の規定にかかわらず、普通約款第2章第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害保険金の10%に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を同条（2）の残存物取片づけ費用保険金として、支払います。

第6条（臨時費用保険金の限度額）

当会社は、普通約款およびこの特約条項に従い損害保険金（第2条（水災および雪災危険担保）において支払われるものを除きます。）が支払われる場合には、普通約款第2章第6条（保険金の支払額）（4）ただし書の規定にかかわらず、1回の事故につき500万円を限度とし、普通約款第2章第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害保険金の20%に相当する額を、同条（3）の臨時費用保険金として、支払います。

第7条（一部使用火災危険担保）

- （1）当会社は、この特約条項に従い、普通約款第2章第2条（保険金を支払わない場合）（4）③の規定にかかわらず、保険の目的である工事の目的物が保険証券に記載された工事以外の用途に使用された場合において、その使用による火災、破裂または爆発（破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。）によってその部分に生じた損害に対して、損害保険金を支払います。
- （2）当会社は、（1）の損害がその使用部分を使用する者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた場合には、保険金を支払いません。

第8条（荷卸危険担保）

- （1）当会社は、この特約条項に従い、普通約款第3章第1条（保険責任の始期および終期）（1）の規定にかかわらず、保険の目的である工事中用材料および工事中用仮設材について、工事現場において輸送用具から荷卸作業中に不測かつ突発的な事故によって生じた損害に対して損害保険金を支払います。
- （2）普通約款第2章第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、（1）の損害に対して支払うべき他の保険契約または共済契約（この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じであるものをいいます。この章において、以下「他の保険契約等」といいます。）がある場合は、当会社は、普通約款第2章第6条（保険金の支払額）の規定による損害保険金の額から、他の保険契約等においてこの保険がないものとして算出した損害保険金の額を差し引いた額を損害保険金として、支払います。

第9条（工事施工者による資材等運搬危険担保）

- （1）当社は、この特約条項に従い、普通約款第3章第1条（保険責任の始期および終期）（1）の規定にかかわらず、保険の目的である工事用材料および工事用仮設材について、被保険者である保険証券記載の工事施工者（この章において、以下「施工者」といいます。）が所有、使用または管理する資材置場、工場、作業場等（この章において、以下「出発地」といいます。）において輸送用具に積み込みを完了した時から工事現場において輸送用具から荷卸作業を開始した時までの運搬中（この章において、以下「運搬中」といいます。）に不測かつ突発的な事故によって生じた損害に対して損害保険金を支払います。ただし、この積み込み完了後の運搬が施工者によって行われない場合は、この規定を適用しません。
- （2）当社は、普通約款第2章第2条（保険金を支払わない場合）に規定する保険金を支払わない損害のほか、次の①または②の事由によって生じた損害に対しては、（1）の損害保険金を支払いません。
- ① 荷づくりの欠陥に起因して生じた損害
- ② 輸送用具、運搬方法または運搬に従事する者が運搬開始（出発地と工事現場の間で運搬を中断した場合における、中断後の運搬再開を含みます。）の当時、保険の目的である工事用材料および工事用仮設材を安全に運搬するのに必要な資格を有していなかったことによる損害。ただし、保険契約者、施工者またはこれらの者の使用人がいずれもその事実を知らず、かつ、知らなかったことについて重大な過失がなかった場合は、この規定を適用しません。
- （3）当社が（1）に規定する損害に対して保険金を支払う場合、普通約款第2章第6条（保険金の支払額）（1）に規定する損害保険金および同条（2）に規定する「前条の規定による損害の額－控除額」については、1回の事故につき、控除額を10万円として計算し、100万円を限度とします。
- （4）普通約款第2章第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、（1）の損害に対して支払うべき他の保険契約等がある場合は、当社は、普通約款第2章第6条（保険金の支払額）の規定による損害保険金の額（控除額を10万円として計算します。）から、他の保険契約等においてこの保険がないものとして算出した損害保険金の額を差し引いた額を損害保険金として、支払います。

第10条（支給材の取扱い）

- （1）当社は、普通約款第2章第3条（保険の目的の範囲）（1）①、②および⑤に規定する物のなかに、請負金額に算入されていない支給材料（対象工事を完成するために必要なものにかぎります。この章において、以下「支給材」といいます。）が含まれる場合、支給材を保険の目的に含むものとします。
- （2）支給材に損害が生じた場合、普通約款第2章第5条（損害の額の算定）に規定する復旧費に、支給材を再取得するために必要な費用（請負金額に算入されている費用は含みません。この章において、以下「支給材復旧費」といいます。）を下表の支給材限度額を限度に算入するものとします。

支給材限度額	請負金額の10%または20万円のいずれか高い金額
--------	--------------------------

- （3）普通約款第2章第4条（保険金額）に「（注）支給材料の金額が算入されていない場合はその金額を加算し、保険の目的に含まれない工事の金額が算入されている場合はその金額を控除します。以下「請負金額」といいます。」とあるのを、「（注）保険の目的に含まれない工事の金額が算入されている場合はその金額を控除します。以下「請負金額」といいます。」と読み替えるものとします。
- （4）支給材について損害が生じた場合、当社は、下表の「読み替え前の規定」を「読み替え後の規定」とおり読み替えて普通約款第2章第6条（保険金の支払額）を適用します。

読み替え前の規定	読み替え後の規定
① 普通約款第2章第6条（1）中「保険金額を限度」	「普通約款第2章第4条（保険金額）に定める保険金額に支給材限度額を加算した金額を限度」
② 普通約款第2章第6条（2）中「保険金額をもって限度」	「普通約款第2章第4条（保険金額）に定める保険金額に支給材限度額を加算した金額をもって限度」

第11条（工事用材料単価）

当社は、普通約款第2章第5条（損害の額の算定）（2）の規定にかかわらず、工事用材料の調達単価については、復旧時の市場価格を基礎にして算出するものとします。ただし、請負金額の内訳書を基礎とした場合の金額の120%に相当する額を上回らないものとします。

第12条（特約火災保険調整）

- （1）当社は、この特約条項に従い、普通約款第2章第2条（保険金を支払わない場合）に規定する保険金を支払わない場合のほか、この保険契約の対象工事に独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等特約火災保険、独立行政法人福祉医療機構承継融資物件等特約火災保険、独立行政法人都市再生機構分譲住宅等特約火災保険、勤労者財産形成融資住宅特約火災保険および沖縄振興開発金融公庫融資住宅等特約火災保険（以下「特約火災保険」といいます。）が付帯された場合、特約火災保険で保険金が支払われる損害に対しては保険金（普通約款第2章第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害保険金、同条（2）の残存物取片付け費用保険金および同条（3）の臨時費用保険金をいいます。この条において、以下同様とします。）を支払いません。
- （2）当社は、（1）にかかわらず、この保険契約（この保険契約に付帯された他の特約条項を含みます。）で、特約火災保険

がないものとして算出した保険金の額が、特約火災保険により支払われる保険金の額を超える場合は、その超える額に対して保険金を支払います。

第13条（被保険者の範囲および求償権不行使）

- （1）この保険契約における被保険者とは、保険の目的にかかわる次の①から⑥までの工事関係者をいいます。
- ① 保険証券記載の施工者
 - ② ①のすべての下請負人
 - ③ 保険証券記載の工事の発注者
 - ④ 保険証券記載の工事が下請工事である場合、その工事の元請負人（その元請負人が行う工事が下請工事である場合は、その工事の元請負人も含みます。以下これに準じます。）
 - ⑤ 保険の目的にリース物件が含まれる場合はそのリース業者
 - ⑥ 保険証券記載の被保険者（ただし、①から⑤までの者を除きます。）
- （2）当会社が（1）の被保険者の損害に対して保険金を支払う場合は、保険契約者は、可能なかぎりその被保険者の保険金支払いの請求をとりまとめるものとし、
- （3）当会社が保険金を支払う場合において、その損害について被保険者が（1）①から③までに該当する他の被保険者に対する求償権を有するときは、当会社はその損害に対して保険金を支払うことによって代位するその求償権を行使しません。ただし、その損害が他の被保険者の故意または重大な過失によって生じたものである場合は、この規定を適用しません。

第3章 土木工事に関する条項

第1条（特約条項の趣旨）

当会社は、この保険契約において、第1章共通条項の規定に従い、工事の種類が土木工事の場合に、建設工事保険普通保険約款（この章において、以下「普通約款」といいます。）およびこの保険契約に付帯された他の特約条項ならびに本章の規定を適用します。

第2条（保険の目的の範囲）

この保険契約において、普通約款第2章第3条（保険の目的の範囲）（1）②にいうその他の仮工事とは次の①から⑨までに掲げる工事をいいます。

- | | | |
|-------|---------|-----------|
| ① 仮橋 | ④ 路面覆工 | ⑦ 仮護岸 |
| ② 仮栈橋 | ⑤ 工事用道路 | ⑧ 仮排水路 |
| ③ 締切工 | ⑥ 工事用軌道 | ⑨ 土取場、土捨場 |

第3条（支払限度額）

当会社は、1回の事故につき、普通約款、この特約条項の他の規定、およびこの特約条項が付帯された保険契約の他の特約条項の規定により算出された当会社が支払うべき損害保険金および残存物取片付け費用保険金の合計は、保険証券記載の支払限度額を限度とし、当会社はこの保険証券記載の支払限度額を超えては保険金を支払いません。さらに、当会社の工事ごとの工事期間中を通じての損害保険金および残存物取片付け費用保険金の総計は、保険証券記載の工事期間中通算支払限度額を超えないものとします。

第4条（保険金を支払わない場合）

- （1）当会社は、普通約款第2章第2条（保険金を支払わない場合）に規定する保険金を支払わない損害のほか、次の①から⑩までに掲げる損害または費用に対しては保険金を支払いません。
- ① 土木工事の設計、施工、材質または製作の欠陥の修理、取替もしくは補強に要した費用またはその他の追加費用。ただし、これらの欠陥によって土木工事の他の部分について生じた損害はこの規定を適用しません。
 - ② 土砂の圧密沈下のため追加して行った埋立、盛土または整地工事の費用
 - ③ 掘削工事に伴う余掘りまたは肌落ちの損害
 - ④ 捨石、被覆石、消波ブロックまたはこれらに類する物の洗掘、沈下または移動によって生じた損害
 - ⑤ 不発爆弾または機雷によって生じた損害
 - ⑥ 矢板、杭、H形鋼、地中壁その他これらに類する物（この章において、以下「矢板等」といいます。）の継目から土砂、水または土砂水が流入した場合の排土・排水費用、清掃費用またはこれらの物の流入を防止するために要する費用。ただし、不測かつ突発的な事故により矢板等に損害が生じたために土砂、水または土砂水が流入した場合はこの規定を適用しません。
 - ⑦ 基礎、支持地盤その他これらに類する物の支持力不足に起因して沈下した保険の目的の位置の矯正に要する費用
 - ⑧ コンクリート部分のひび割れの損害。ただし、不測かつ突発的な外来の作用により生じたひび割れについてはこの規定を適用しません。
 - ⑨ 矢板、杭、H形鋼その他これらに類する物の打込みもしくは引抜きの際において生じた曲損もしくは破損または引抜き不能の損害
 - ⑩ 支保工建込み後に土圧によって生じた支保工、掛矢板その他これらに類する物の変形、歪み等の損害。ただし、落盤、切羽の崩壊等不測かつ突発的な事故により他の保険の目的と同時に損害が発生した場合はこの規定を適用しません。

- ⑪ 土捨場または土取場における土砂崩壊によって生じた損害。ただし、土捨場または土取場における本工事（完成後引渡しを要する工事の目的物をいいます。）について生じた土砂崩壊についてはこの規定を適用しません。
 - ⑫ 切土・盛土法面、整地面または自然面の肌落ちもしくは侵食の損害（芝、樹木その他の植物について生じた損害を含みます。）
 - ⑬ 芝、樹木その他の植物の枯死（その植物の生命が全く絶たれた状態をいいます。）。ただし、火災によって枯死した場合はこの規定を適用しません。
 - ⑭ 排水溝、暗渠、埋設管、排水路、調整池、沈砂池その他これらに類する物（この章において、以下「排水溝等」といいます。）に流入した土砂、水、岩石、草木その他これらに類する物を除去する費用。ただし、排水溝等に損壊が生じた場合はこの規定を適用しません。
 - ⑮ 舗装工事またはこれに類する工事における仕上げ表面の波状変形、剥離、ひび割れその他これらに類似の損害
 - ⑯ 海水のたまりを除去する費用。ただし、不測かつ突発的な事故により保険の目的に損害が生じた場合はこの規定を適用しません。
 - ⑰ 次のア、からウ、までの損害または費用
 - ア、シールド機械、推進管、セグメントその他これらに類する物の方向または位置の矯正に要する費用
 - イ、シールド機械または推進管の推進不能の損害
 - ウ、推進中の推進管の刃口について生じた損害
 - ⑱ 次のア、からエ、までの損害または費用
 - ア、ケーソンの沈設位置の矯正に要する費用
 - イ、ケーソンのひずみ矯正に要する費用
 - ウ、ケーソンの沈設不能の損害
 - エ、沈設中のケーソンの刃口について生じた損害
 - ⑲ 浚渫部または再浚渫部に生じた損害または費用
- (2) 当会社は、普通約款第2章第1条（保険金を支払う場合）（3）に規定する臨時費用保険金は支払いません。
- (3) 当会社は、普通約款第3章第16条（損害防止義務および損害防止費用）（3）に規定する損害の発生または拡大の防止のために支出した費用については、普通約款第2章第5条（損害の額の算定）の規定による損害の額に含めないものとします。

第5条（残存物取片付費用担保）

当会社は、普通約款およびこの特約条項に従い損害保険金（第7条（水災および雪災危険担保）において支払われるものを除きます。）が支払われる場合には、普通約款第2章第6条（保険金の支払額）（3）の規定にかかわらず、普通約款第2章第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害保険金の10%に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を同条（2）の残存物取片づけ費用保険金として、支払います。

第6条（特別費用担保）

当会社は、この特約条項に従い、普通約款第2章第5条（損害の額の算定）（2）の規定にかかわらず、保険の目的を復旧するために要した急行貨物割増運賃（航空貨物運賃を除きます。）、残業・休日出勤および夜間勤務による割増賃金を同条（1）に規定する復旧費に含めるものとします。

第7条（水災および雪災危険担保）

- (1) 当会社は、この特約条項に従い、普通約款第2章第2条（保険金を支払わない場合）（3）の規定にかかわらず、高潮、洪水、内水氾濫または豪雨による土砂崩れ・落石によって保険の目的について生じた損害に対して、損害保険金を支払います。
- (2) 当会社は、この特約条項に従い、普通約款第2章第2条（保険金を支払わない場合）（1）③の規定にかかわらず、自然変象に伴う寒気、霜、氷または雪災によって不測かつ突発的に保険の目的について生じた損害に対して、損害保険金を支払います。
- (3) 当会社は、普通約款第2章第5条（損害の額の算定）（3）に掲げる費用のほか、除雪費用を復旧費に含みません。ただし、損害の生じた保険の目的を復旧するために直接要する費用については、この規定を適用しません。
- (4) 普通約款第2章第2条（保険金を支払わない場合）（1）②の規定中、「風災または^{ひょう}雹災」とあるのを、「風災、^{ひょう}雹災、高潮、洪水、内水氾濫、豪雨による土砂崩れ・落石、または雪災」と読み替えるものとします。
- (5) (1) または (2) の場合において、当会社は、防災または緊急避難に必要な処置によって保険の目的について生じた損害に対しても、損害保険金を支払います。
- (6) 当会社は、(1) または (2) において損害保険金を支払う場合には、普通約款第2章第1条（保険金を支払う場合）（2）および（3）ならびに普通約款第3章第16条（損害防止義務および損害防止費用）（3）の規定は、適用しません。

第8条（保険の目的以外のものの原状復旧費用担保）

当会社は、普通約款およびこの特約条項において支払われるべき事由により保険の目的について損害が発生し、その保険の目的の修理のため、保険の目的以外のものの取りこわしを必要とする場合は、それを取りこわし直前の状態に復旧するために要する費用を普通約款第2章第5条（損害の額の算定）（1）に規定する復旧費に含めるものとします。ただし、1回の事故につき300万円を限度とします。

第9条（一部使用火災危険担保）

- （1）当社は、この特約条項に従い、普通約款第2章第2条（保険金を支払わない場合）（4）③の規定にかかわらず、保険の目的である工事の目的物が保険証券に記載された工事以外の用途に使用された場合において、その使用による火災、破裂または爆発（破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。）によってその部分に生じた損害に対して、損害保険金を支払います。
- （2）当社は、（1）の損害がその使用部分を使用する者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた場合には、保険金を支払いません。

第10条（荷卸危険担保）

- （1）当社は、この特約条項に従い、普通約款第3章第1条（保険責任の始期および終期）（1）の規定にかかわらず、保険の目的である工事中材料および工事中仮設材について、工事現場において輸送用具から荷卸作業中に不測かつ突発的な事故によって生じた損害に対して損害保険金を支払います。
- （2）普通約款第2章第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、（1）の損害に対して支払うべき他の保険契約または共済契約（この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じであるものをいいます。この章において、以下「他の保険契約等」といいます。）がある場合は、当社は、普通約款第2章第6条（保険金の支払額）の規定による損害保険金の額から、他の保険契約等においてこの保険がないものとして算出した損害保険金の額を差し引いた額を損害保険金として、支払います。

第11条（工事施工者による資材等運搬危険担保）

- （1）当社は、この特約条項に従い、普通約款第3章第1条（保険責任の始期および終期）（1）の規定にかかわらず、保険の目的である工事中材料および工事中仮設材について、被保険者である保険証券記載の工事施工者（この章において、以下「施工者」といいます。）が所有、使用または管理する資材置場、工場、作業場等（この章において、以下「出発地」といいます。）において輸送用具に積み込みを完了した時から工事現場において輸送用具から荷卸作業を開始した時までの運搬中（この章において、以下「運搬中」といいます。）に不測かつ突発的な事故によって生じた損害に対して損害保険金を支払います。ただし、この積み込み完了後の運搬が施工者によって行われない場合は、この規定を適用しません。
- （2）当社は、普通約款第2章第2条（保険金を支払わない場合）に規定する保険金を支払わない損害のほか、次の①または②の事由によって生じた損害に対しては、（1）の損害保険金を支払いません。
- ① 荷づくりの欠陥に起因して生じた損害
- ② 輸送用具、運搬方法または運搬に従事する者が運搬開始（出発地と工事現場の間で運搬を中断した場合における、中断後の運搬再開を含みます。）の当時、保険の目的である工事中材料および工事中仮設材を安全に運搬するのに必要な資格を有していなかったことによる損害。ただし、保険契約者、施工者またはこれらの者の使用人がいずれもその事実を知らず、かつ、知らなかったことについて重大な過失がなかった場合は、この規定を適用しません。
- （3）当社が（1）に規定する損害に対して保険金を支払う場合、普通約款第2章第6条（保険金の支払額）（1）に規定する損害保険金、および同条（2）に規定する「前条の規定による損害の額－控除額」については、1回の事故につき、控除額を10万円として計算し、100万円を限度とします。
- （4）普通約款第2章第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、（1）の損害に対して支払うべき他の保険契約等がある場合は、当社は、普通約款第2章第6条（保険金の支払額）の規定による損害保険金の額（控除額を10万円として計算します。）から、他の保険契約等においてこの保険がないものとして算出した損害保険金の額を差し引いた額を損害保険金として、支払います。

第12条（支給材の取扱い）

- （1）当社は、普通約款第2章第3条（保険の目的の範囲）（1）①、②および⑤に規定する物のなかに、請負金額に算入されていない支給材料（対象工事を完成するために必要なものにかぎります。この章において、以下「支給材」といいます。）が含まれる場合、支給材を保険の目的に含むものとします。
- （2）支給材に損害が生じた場合、普通約款第2章第5条（損害の額の算定）に規定する復旧費に、支給材を再取得するために必要な費用（請負金額に算入されている費用は含みません。この章において、以下「支給材復旧費」といいます。）を下表の支給材限度額を限度に算入するものとします。

支給材限度額	請負金額の10%または20万円のいずれか高い金額
--------	--------------------------

- （3）普通約款第2章第4条（保険金額）に「（注）支給材料の金額が算入されていない場合はその金額を加算し、保険の目的に含まれない工事の金額が算入されている場合はその金額を控除します。以下「請負金額」といいます。」とあるのを、「（注）保険の目的に含まれない工事の金額が算入されている場合はその金額を控除します。以下「請負金額」といいます。」と読み替えるものとします。
- （4）支給材について損害が生じた場合、当社は、下表の「読み替え前の規定」を「読み替え後の規定」とおり読み替えて普通約款第2章第6条（保険金の支払額）を適用します。

読み替え前の規定	読み替え後の規定
----------	----------

① 普通約款第2章第6条(1)中「保険金額を限度」	「普通約款第2章第4条(保険金額)に定める保険金額に支給材限度額を加算した金額を限度」
② 普通約款第2章第6条(2)中「保険金額をもって限度」	「普通約款第2章第4条(保険金額)に定める保険金額に支給材限度額を加算した金額をもって限度」

第13条(工事用材料単価)

当会社は、普通約款第2章第5条(損害の額の算定)(2)の規定にかかわらず、工事用材料の調達単価については、復旧時の市場価格を基礎にして算出するものとします。ただし、請負金額の内訳書を基礎とした場合の金額の120%に相当する額を上回らないものとします。

第14条(被保険者の範囲および求償権不行使)

(1) この保険契約における被保険者とは、保険の目的にかかわる次の①から⑥までの工事関係者をいいます。

- ① 保険証券記載の施工者
- ② ①のすべての下請負人
- ③ 保険証券記載の工事の発注者
- ④ 保険証券記載の工事が下請工事である場合、その工事の元請負人(その元請負人が行う工事が下請工事である場合は、その工事の元請負人も含みます。以下これに準じます。)
- ⑤ 保険の目的にリース物件が含まれる場合はそのリース業者
- ⑥ 保険証券記載の被保険者(ただし、①から⑤までの者を除きます。)

(2) 当会社が(1)の被保険者の損害に対して保険金を支払う場合は、保険契約者は、可能なかぎりその被保険者の保険金支払いの請求をとりまとめて行うものとします。

(3) 当会社が保険金を支払う場合において、その損害について被保険者が(1)①から③までに該当する他の被保険者に対する求償権を有するときは、当会社はその損害に対して保険金を支払うことによって代位するその求償権を行使しません。ただし、その損害が他の被保険者の故意または重大な過失によって生じたものである場合は、この規定を適用しません。

総括契約に関する特約条項（全国管工事業協同組合連合会用）

第 1 条（総 則）

- （１）保険契約者は、保険証券記載の被保険者（以下「記名保険者」といいます。）が保険期間内に行う次に掲げる工事（（２）に規定する工事を除きます。以下「対象工事」といいます。）を、当会社の建設工事保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）およびこの保険契約に付帯された他の特約条項ならびにこの特約条項の規定に従い、保険金を支払います。

以下①から⑥までのいずれかに該当する工事

- ①公共工事の元請工事のみ
- ②公共工事の元請・下請工事
- ③民間工事の元請工事のみ
- ④民間工事の元請・下請工事
- ⑤公共工事と民間工事の元請工事のみ
- ⑥公共工事と民間工事の元請・下請工事

- （２）（１）にかかわらず、次に掲げる工事は、この特約条項の対象から除外するものとします。

- ①解体、撤去、分解、浚渫（しゅんせつ）または取片付け工事のみを施工する工事
- ②日本国外で行われる工事
- ③保険金額が 30 億円を超える工事
- ④工事請負契約に基づかない、もしくは工事請負契約書がない工事

第 2 条（保険責任期間）

- （１）この特約条項における当会社の保険責任は、普通約款第 3 章第 1 条（保険責任の始期および終期）（１）の規定にかかわらず、対象工事ごとに、その工事の着工の時（工事用材料および工事用仮設材については、工事現場において輸送用具からその荷卸しが完了した時）に始まるものとします。ただし、保険期間が開始した時（以下「保険始期」といいます。）において既に着工されている工事については、保険始期に保険責任が始まるものとします。
- （２）この特約条項における当会社の保険責任は、普通約款第 3 章第 1 条（保険責任の始期および終期）（２）の規定にかかわらず、対象工事ごとに、その工事の目的物の引渡しの時（工事の目的物の引渡しを要しない場合は、その工事が完了した時）に終わるものとします。ただし、保険期間が終了した時（以下「保険終期」といいます。）においても継続している工事については、保険終期に保険責任が終わるものとします。
- （３）（１）および（２）にかかわらず、工事の目的物に関する特約条項（全国管工事業協同組合連合会用）（以下「工事目的物特約」といいます。）第 2 章建築・設備工事に関する条項（以下「建工条項」といいます。）第 9 条（工事施工者による資材等運搬危険担保）または工事目的物特約第 3 章土木工事に関する条項（以下「土木条項」といいます。）第 11 条（工事施工者による資材等運搬危険担保）における当会社の保険責任は、各条（１）の規定に従うものとします。ただし、保険期間中にかぎります。
- （４）（２）および（３）にかかわらず、保険契約が失効の場合には、この保険契約は失効した時から効力を失うものとします。

第 3 条（被保険者の範囲）

この保険契約における被保険者は、工事目的物特約第 2 章 建工条項第 13 条（被保険者の範囲および求償権不行使）（１）または工事目的物特約第 3 章 土木条項第 14 条（被保険者の範囲および求償権不行使）（１）に掲げる者となります。

第 4 条（保険金額）

普通約款における保険金額は、対象工事ごとに、請負契約金額（以下「請負金額」といいます。）によって定めます。

第 5 条（暫定保険金額）

保険期間内に着工が予定される対象工事の請負金額の総額を暫定保険金額とします。

第 6 条（暫定保険料）

- （１）前条に規定する暫定保険金額に基づき所定の保険料を計算し、保険契約者は、これを暫定保険料として当会社に支払うものとします。
- （２）普通約款第 3 章第 1 条（保険責任の始期および終期）（３）の規定にかかわらず、当会社は、保険期間が始まった後でも、暫定保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第7条（通知）

- （1）保険契約者は、保険終期の属する月の翌月の末日までに、対象工事を所定の通知書（以下「通知書」といいます。）により、当会社に通知しなければなりません。また、この保険契約の前年度以前の保険契約（注）において既に通知されている対象工事については、この保険契約において通知されたものとみなします。
- （2）通知書に記載した事項につき変更を生じた場合には、保険契約者は、その都度遅滞なく当会社にその旨を通知しなければなりません。
- （3）保険期間開始後（1）の通知をすべき日までの間に対象工事に事故が発生した場合は、（1）にかかわらず、保険契約者は、直ちにその工事について（1）にて定める事項を所定の通知書により当会社に通知しなければなりません。

（注）この保険契約の前年度以前の保険契約

この特約条項を付帯した普通約款に基づく当会社との保険契約で、保険終期がこの保険契約の保険始期と同一である契約をいいます。また、それ以前の保険契約において、保険始期と保険終期を同じくする継続性のある保険契約についても同様とします。

第8条（通知の遅滞・脱漏）

- （1）前条の通知に遅滞または脱漏があった場合は、当会社は、遅滞または脱漏のあった対象工事にかかわる保険の目的について生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、その遅滞または脱漏が保険契約者の故意または重大な過失によるものでなかったことを保険契約者が立証し、その対象工事についてただちに前条に準じて通知し、かつ、当会社がこれを認めた場合はこの規定を適用しません。
- （2）通知の脱漏があった場合は、保険契約者は、異議なくこれに対する保険料を支払うものとします。

第9条（確定保険料および保険料の精算）

- （1）保険期間終了後、確定保険料を計算し、保険契約者は、これと第6条（暫定保険料）に規定する暫定保険料との差額を保険終期の属する月の翌月の末日までに、当会社に支払うものとします。
- （2）（1）の確定保険料は、保険期間中に着工した対象工事の通知書記載の保険金額の合計額に基づき計算します。
- （3）（1）の支払後に通知書の記載内容に変更があり、確定保険料の変更の必要が生じた場合は、その都度遅滞なく変更前の確定保険料と変更後の確定保険料との差額を精算するものとします。

第10条（確定保険料および保険料の精算の特則—解除の場合）

- （1）普通約款第3章第3条（告知義務）（2）、普通約款第3章第4条（通知義務）（2）、普通約款第3章第8条（重大事由による解除）（1）、普通約款第3章第10条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）（2）もしくは普通約款第3章第14条（保険の目的の調査および事故の予防）（3）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合または普通約款第3章第7条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、前条に規定する確定精算の方法に準じて、解除した時点で確定精算を行うものとします。
- （2）（1）に掲げる解除事由以外の事由により、当会社が保険契約を解除した場合は、前条にかかわらず、確定精算を行わずに、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定に従い、保険料を返還または請求するものとします。

第11条（保険金の支払額）

- （1）通知書記載の保険金額が第4条（保険金額）に定める保険金額より低い場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を普通約款第2章第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害保険金として、支払います。

$$\left(\begin{array}{l} \text{普通約款第2章第5条（損害の額の} \\ \text{算定）の規定による損害の額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険証券記} \\ \text{載の控除額} \end{array} \right) \times \frac{\text{通知書記載の保険金額}}{\text{第4条（保険金額）に定める保険金額}}$$

- （2）当会社が1回の事故につき支払う普通約款第2章第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害保険金、同条（2）の残存物取片付け費用保険金および同条（3）の臨時費用保険金の合計は30億円を超えないものとします。

第12条（下請工事の取扱い）

この特約条項の対象となる工事が記名被保険者にとっての下請工事である場合、普通約款第2章第3条（保険の目的の範囲）に規定する保険の目的に生じた損害については、普通約款第2章第2条（保険金を支払わない場合）に定める場合のほか、法律上または元請負人との請負契約上、被保険者が自己の費用でもってその損害の復旧の責めを負わない場合は保険金を支払

いません。

第 13 条（ＪＶ工事の取扱い）

この保険契約の対象となる工事が他の工事業者との共同施工工事（以下「ＪＶ工事」といいます。）である場合の取扱いは次の①から③までのとおりとします。

① その工事が甲型ＪＶ工事（ＪＶの構成員が一体となり共同施工を行う工事をいいます。）の場合（ただし、記名被保険者がその工事のスポンサーの場合で、その工事に関する保険金額がその工事全体の請負金額に基づき通知されている場合は、この号の規定は適用しません。）

ア．第 4 条（保険金額）および第 5 条（暫定保険金額）ならびに普通約款第 2 章第 6 条（保険金の支払額）（2）に「請負金額」とあるのを、「請負金額に、その工事における記名被保険者の請負金額比率を乗じた額」と読み替えるものとします。

イ．当社が普通約款第 2 章第 3 条（保険の目的の範囲）に規定する保険の目的について生じた損害に対して支払う保険金の額は、普通約款第 2 章第 6 条および普通約款第 2 章第 7 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定により算出された額に、その工事における記名被保険者の請負金額比率を乗じた額とします。

② その工事が乙型ＪＶ工事（ＪＶの構成員が工区を分担して施工する工事をいいます。）の場合

ア．普通約款第 2 章第 3 条（1）①は「通知書記載の工事のうち記名被保険者が施工する工事の目的物」と読み替えるものとします。

イ．第 5 条および第 6 条ならびに普通約款第 2 章第 6 条（2）に「請負金額」とあるのを、「請負金額に、その工事における記名被保険者の請負金額比率を乗じた額」と読み替えるものとします。

ウ．普通約款第 2 章第 3 条（1）②から⑤までに規定する保険の目的に損害が生じた場合で、その保険の目的が記名被保険者が行う工事専用のものでないときの保険金の支払額は、普通約款第 2 章第 6 条および普通約款第 2 章第 7 条の規定により算出された額に、その工事における記名被保険者の請負金額比率を乗じた額とします。

第 14 条（帳簿の閲覧）

当社は、必要があると認めた場合は、記名被保険者の帳簿その他関係書類を閲覧することができます。

第 15 条（読み替え規定）

当社は、この特約条項により、普通約款をそれぞれ下表のとおり読み替えるものとします。

読み替え前の規定	読み替え後の規定
① 普通約款中「保険証券記載の工事」	「通知書記載の工事」
② 普通約款中「保険証券記載の工事現場」	「通知書記載の工事現場」

第 16 条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

加入者包括契約に関する特約条項（全国管工事業協同組合連合会用）

第 1 条（特約条項の読み替え）

（1）当会社は、この特約条項により、総括契約に関する特約条項（全国管工事業協同組合連合会用）（以下「総括特約」といいます。）の規定を下表のとおり読み替えて適用します。

	読み替え前の規定	読み替え後の規定
①	第 1 条（総則）（1）中「保険証券記載の被保険者（以下『記名被保険者』といいます。）」	「保険契約者の会員であって、保険証券に添付の加入者明細（以下『加入者明細』といいます。）に記載された者（以下『加入者』といいます。）」
②	同条（1）中「保険期間」	「この保険契約の加入日以降保険証券記載の保険期間が終了した時までの期間（以下『加入期間』といいます。）」
③	第 2 条（保険責任期間）（1）中「保険証券記載の保険期間（以下『保険期間』といいます。）」	「加入期間」
④	総括特約中「保険始期」	「加入期間の始期」
⑤	同条（2）中「保険期間が終了した時（以下「保険終期」といいます。）」	「加入期間の終期」
⑥	総括特約中「保険終期」	「加入期間の終期」
⑦	総括特約中「保険期間」	「加入期間」
⑧	総括特約中「記名被保険者」	「加入者」
⑨	「第 5 条（暫定保険金額） 保険期間内に着工が予定される対象工事の請負金額の総額を暫定保険金額とします。」	「第 5 条（加入者暫定保険金額および総暫定保険金額） 加入者ごとに、加入期間内に着工が予定される対象工事の請負金額の総額を加入者暫定保険金額とし、加入者暫定保険金額の合計金額を総暫定保険金額とします。」
⑩	第 6 条（暫定保険料）	「第 6 条（加入者暫定保険料および暫定保険料）」
⑪	同条「（1）前条に規定する暫定保険金額に基づき所定の保険料を計算し、保険契約者は、これを暫定保険料として当会社に支払うものとします。」	「（1）加入者ごとに加入者暫定保険金額に基づき加入者暫定保険料を計算し、加入者暫定保険料の合計金額を暫定保険料として、保険契約者は当会社に支払うものとします。」
⑫	第 8 条（通知の遅滞・脱漏）（1）中「保険契約者」	「保険契約者または加入者」
⑬	第 9 条（確定保険料および保険料の精算）「（2）（1）の確定保険料は、保険期間中に着工した対象工事の通知書記載の保険金額の合計額に基づき計算します。」	「（2）加入者ごとに加入期間中に着工した対象工事の通知書記載の保険金額の合計額に基づき加入者確定保険料を計算し、加入者確定保険料の合計金額を（1）の確定保険料とします。」

（2）当会社は、この特約条項により、工事の目的物に関する特約条項（全国管工事業協同組合連合会用）の規定を下表のとおり読み替えて適用します。

	読み替え前の規定	読み替え後の規定
①	第 1 章共通条項第 1 条（各章の適用規定）中「保険証券記載の被保険者（以下『記名被保険者』といいます。）」	「保険契約者の会員であって、保険証券に添付の加入者明細（以下『加入者明細』といいます。）に記載された者（以下『加入者』といいます。）」
②	第 2 章建築・設備工事に関する条項第 9 条（工事施工者による資材等運搬危険担保）（1）および第 3 章土木工事に関する条項第 11 条（工事施工者による資材等運搬危険担保）（1）中「被保険者である保険証券記載の工事施工者（この章において、以下『施工者』といいます。）」	「加入者」
③	第 2 章建築・設備工事に関する条項第 9 条（1）および同条（2）②ならびに第 3 章土木工事に関する条項第 11 条（1）および同条（2）②中「施工者」	「加入者」
④	第 2 章建築・設備工事に関する条項第 13 条（被保険者の範囲および求償権不行使）（1）および第 3 章土木工事に関する条項第 13 条（被保険者の範囲および求償権不行使）（1）中「保険証券記載の施工者」	「加入者」
⑤	第 3 章土木工事に関する条項第 3 条中「保険証券記載」	「加入者明細記載」

第 2 条（中途加入者に関する特例）

（1）保険契約者の会員であって、保険期間内にこの保険契約に中途加入を希望する者（以下「中途加入者」といいます。）がある場合、保険契約者は、その中途加入者に係る加入者暫定保険料をその中途加入者より領収し、当会社に払い込むものとします。

（2）総括特約第 2 条（保険責任期間）の規定にかかわらず、当会社は、（1）に規定する加入者暫定保険料を保険契約者から領収する

前に、その中途加入者の対象工事について生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険契約の解除の適用範囲）

- (1) 当社は、普通約款第3章第3条（告知義務）（2）、第3章第4条（通知義務）（2）、第3章第8条（重大事由による解除）（1）または第3章第14条（保険の目的の調査および事故の予防）（3）の保険契約の解除の規定を、加入者または中途加入者ごとに、それぞれの加入者または中途加入者に関わる部分の保険契約に対してのみ適用することができます。
- (2) 保険契約者は、普通約款第3章第7条（保険契約者による保険契約の解除）の保険契約の解除の規定を、加入者ごとに、それぞれの加入者に関わる部分の保険契約に対してのみ適用することができます。

第4条（保険料の確定に関する特約条項を付帯する場合の取扱い）

- (1) 当社は、保険料の確定に関する特約条項（全国管工事業協同組合連合会用）（以下「保険料確定特約」といいます。）を付帯する場合は、保険料確定特約第2条（読み替え規定）①から③までにかかわらず、この特約条項により、第1条（特約条項の読み替え）（1）による読み替え後の総括特約および保険料確定特約の規定を下表のとおり読み替えて適用します。

	読み替え前の規定	読み替え後の規定
①	総括特約第5条（加入者暫定保険金額および総暫定保険金額）	「第5条（加入者総保険金額および総保険金額） 加入者ごとに、保険契約締結時において把握可能な最近会計年度の対象工事の年間完成工事高（消費税を含んだ金額とします。）を、加入者総保険金額とし、加入者総保険金額の合計金額を総保険金額とします。」
②	総括特約第6条（加入者暫定保険料および暫定保険料）（1）	「（1）加入者ごとに加入者総保険金額に基づき加入者暫定保険料を計算し、加入者暫定保険料の合計金額を暫定保険料として、保険契約者は当会社に支払うものとします。」
③	総括特約第9条（確定保険料および保険料の精算）（2）	「（2）加入者ごとに加入者総保険金額に基づき加入者確定保険料を計算し、加入者確定保険料の合計金額を（1）の確定保険料とします。」
④	保険料確定特約第5条（比例てん補）中「総保険金額」	「加入者総保険金額」
⑤	同条（1）中「、この保険契約によって支払うすべての保険金」	「、加入者ごとに、この保険契約によって支払うすべての保険金」

- (2) (1) の場合において、中途加入者については、(1) ②および③による読み替え後の規定中の加入者暫定保険料および加入者確定保険料は、次の算式により算出します。

$$\text{中途加入日において把握可能な最近会計年度の対象工事の年間完成工事高（消費税を含んだ額とします。）に基づき計算した保険料} \times \frac{\text{中途加入日から加入期間の終期までの月数（注）}}{12 \text{ か月}}$$

- (3) 前条（1）および（2）の規定は保険料確定特約第4条（保険料の返還）についても適用します。

（注）月数

1 か月未満の端日数は1 か月とみなします。

第5条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された他の特約条項の規定を準用します。

保険料の確定に関する特約条項（全国管工事業協同組合連合会用）

第 1 条（確定精算の不適用）

当会社は、この特約条項が付帯された保険契約においては、総括契約に関する特約条項（全国管工事業協同組合連合会用）（以下「総括特約」といいます。）第 9 条（確定保険料および保険料の精算）に規定する保険料の精算を行わないものとします。

第 2 条（読み替え規定）

この特約条項においては、建設工事保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）およびこの保険契約に付帯された他の特約条項を下表のとおり読み替えて適用します。

読み替え前の規定	読み替え後の規定
① 総括特約第 5 条（暫定保険金額）	「保険契約締結時において把握可能な最近会計年度の対象工事の年間完成工事高（消費税を含んだ金額とします。）を、総保険金額とします。」
② 総括特約中「暫定保険金額」	「総保険金額」
③ 総括特約第 9 条（確定保険料および保険料の精算） （2）「（1）の確定保険料は、保険期間中に着工した対象工事の通知書記載の保険金額の合計額に基づき計算します。」	「（1）の確定保険料は、総保険金額に基づき計算します。」
④ 総括特約第 13 条（JV 工事の取扱い）②ア、中「通知書記載の工事のうち記名被保険者が施工する工事の目的物」	「対象工事のうち記名被保険者が施工する工事の目的物」
⑤ 普通約款、総括特約中「保険証券記載の工事」	「対象工事の請負契約書、注文書またはこれらに類するものに記載の工事」
⑥ 普通約款、総括特約中「保険証券記載の工事現場」	「対象工事の請負契約書、注文書またはこれらに類するものに記載の工事現場」
⑦ 工事の目的物に関する特約条項（全国管工事業協同組合連合会用）（以下「工事目的物特約」といいます。）第 2 章建築・設備工事に関する条項（以下「建工条項」といいます。）第 13 条（被保険者の範囲および求償権不行使）（1）③、第 3 章土木工事に関する条項（以下「土木条項」）第 14 条（被保険者の範囲および求償権不行使）（1）③中「保険証券記載の工事の発注者」	「対象工事の発注者」
⑧ 工事目的物特約建工条項第 13 条（被保険者の範囲および求償権不行使）（1）④、土木条項第 14 条（被保険者の範囲および求償権不行使）（1）④中「保険証券記載の工事が下請工事である場合、その工事の元請負人（その元請負人が行う工事が下請工事である場合は、その工事の元請負人も含みます。以下これに準じます。）」	「対象工事が下請工事である場合、その工事の元請負人（その元請負人が行う工事が下請工事である場合は、その工事の元請負人も含みます。以下これに準じます。）」

第 3 条（適用しない規定）

この特約条項においては、次の①から⑤までの規定を適用しません。

- ① 総括特約第 7 条（通知）
- ② 総括特約第 8 条（通知の遅滞・脱漏）
- ③ 総括特約第 9 条（確定保険料および保険料の精算）（3）
- ④ 総括特約第 11 条（保険金の支払額）
- ⑤ 総括特約第 15 条（読み替え規定）

第 4 条（保険料の返還）

総括特約第 10 条（確定保険料および保険料の精算の特則—解除の場合）（1）の規定にかかわらず、同項に規定する解除の場合は、当会社は、次の算式によって算出した保険料を返還します。

$$\text{解除前の保険料} \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数（注）}}{12} \right)$$

（注）月数

1 か月に満たない期間は 1 か月とします。

第5条（比例てん補）

（1）保険証券記載の総保険金額が、保険契約締結時において把握可能な最近会計年度の対象工事の年間完成工事高（消費税を含んだ金額とします。）（以下、「完成工事高」といいます。）より低い場合は、当会社は、この保険契約によって支払うすべての保険金を次の算式によって算出し、支払います。

$$\text{この保険契約によって支払うべき保険金の額} \times \frac{\text{保険証券記載の総保険金額}}{\text{実際の完成工事高}}$$

（2）（1）の場合において、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約がある場合は、（1）の規定を適用しません。またこの場合、次の①または②のそれぞれの金額を、次の算式によって算出した金額に置き換えて、それぞれの規定を適用します。

$$\text{次の①から②までのそれぞれの金額} \times \frac{\text{保険証券記載の総保険金額}}{\text{実際の完成工事高}}$$

- ① 普通約款第2章第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）（1）における「支払責任額」（ただし、この保険契約によって支払うものにかぎります。）
- ② 普通約款第2章第7条（2）における「前条の規定により算出された損害保険金の額」

第2条（準用規定）

この特約条項に記載のない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに他に付帯された特約条項の規定を準用します。

◆おかけ間違いにご注意ください。

事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。
平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】 **0120-727-110**

＜受付時間＞ 平 日：午後5時～翌日午前9時 土・日・祝日：24時間
(12月31日～1月3日を含みます。)

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

損保ジャパンへの相談・苦情・お問い合わせ

ご契約内容・手続きに関するお問い合わせは、取扱代理店までご連絡ください。
その他のお問い合わせは、公式ウェブサイトでご確認いただけます。

【公式ウェブサイト】 <https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

損保ジャパン お問い合わせ

検索



【窓口：カスタマーセンター】 **0120-888-089**

＜受付時間＞ 平 日：午前9時～午後8時 土・日・祝日：午前9時～午後5時
(12月31日～1月3日はお休みとさせていただきます。)

※お問い合わせの内容に応じて、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

そんぽADRセンター

●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】



0570-022808

＜通話料有料＞

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

＜受付時間＞ 平 日：午前9時15分～午後5時（土・日・祝日、年末年始はお休みとさせていただきます。）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

＜公式ウェブサイト＞ <https://www.sompo-japan.co.jp/>